

平成20年6月11日(水)午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	清 水 治	2番	土 屋 隆 義
3番	熊 谷 祐 子	4番	西 岡 一 成
5番	庄 田 昭 人	6番	森 治 久
7番	棚 橋 敏 明	8番	広 瀬 武 雄
9番	山 田 隆 義	10番	広 瀬 捨 男
11番	松 野 藤四郎	12番	土 田 裕
13番	小 寺 徹	14番	若 井 千 尋
15番	小 川 勝 範	16番	堀 武
17番	星 川 睦 枝	18番	藤 橋 礼 治
19番	若 園 五 朗	20番	広 瀬 時 男

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	豊 田 正 利
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	奥 田 尚 道
総 務 部 長	新 田 年 一	市 民 部 長	松 井 勝 一
福 祉 部 長	石 川 秀 夫	巢南庁舎管理 部 長	福 野 正
都市整備部長	松 尾 治 幸	調 整 監	水 野 幸 雄
環境水道部長	河 合 信	会 計 管 理 者	広 瀬 幸 四 郎
教 育 次 長	林 鉄 雄		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鷺 見 秀 意	書 記	棚 瀬 敦 夫
--------	---------	-----	---------

開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

昨日、堀武議員の答弁の内容等が若干違っておりましたので、朝方、松尾部長から訂正をしたいという申し出がありましたので、受理をさせていただきますして、松尾部長から昨日の答弁内容をもう一度皆さん方に説明をさせて、訂正をさせますので、よろしく願いいたします。

松尾部長。

都市整備部長（松尾治幸君） おはようございます。

きのう、堀議員さんの給食センターの跡地の農地転用の関係で誤解を招く答弁をさせていただきましたので、訂正させていただきます。

農地転用で、公共用地はすべて転用許可が要らないようなニュアンスの発言をさせていただきましたので、その部分を、「土地収用法その他の法律により土地を収用し、または使用することができる事業は、転用の許可の除外規定」ということで訂正をさせていただきますので、よろしく願いします。

日程第 1 一般質問

議長（小川勝範君） 日程第 1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順次発言を許します。

1 番 清水治君、発言を許します。

1 番（清水 治君） どうも改めまして、皆さんおはようございます。議席番号 1 番の清水治でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項は、一般廃棄物ごみの収集・運搬について質問をさせていただきます。

私は、先般 4 月の選挙にて初当選をさせていただきました新人議員でございます。まだまだ勉強不足でございますけれども、一生懸命頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

今回の質問は、この 3 月まで、私、実は自治会長をやらせていただいております。その中で、住民の皆さんよりお聞きいたしておりました身近なごみ問題について質問をさせていただきます。

これより質問席にて質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

現在、瑞穂市において行われております一般廃棄物ごみ収集・運搬について御質問をいたし

ます。

先般の穂積町、巢南町合併協議会におきまして、協議事項調整方針ということで、協議第59号 清掃環境事業一般廃棄物ごみ収集等についてということで、当面、現行制度を継続し、新市において制度の統一を図り、調整を行うということになっていたと思います。現在、その方針により、旧巢南地区にも、可燃ごみにおきましては週3回収集されるようになりました。この辺は調整をされているかなというふうに思っております。ただ、不燃ごみにつきましては、旧穂積町におきましては、飲料用の瓶、金物、プラスチック、その他ということで、化粧瓶とかガラス、陶磁器類、割れガラスなど、これが月に1回収集されております。しかし、旧巢南町では、資源ごみということで、飲料用の瓶、それから缶類、ペットボトル、あとプラスチック製の容器、これは包装という形になっておりますけど、これをきちっと仕分けをして収集をされております。特にその他の類、化粧瓶、ガラス、陶磁器類、割れガラス等は搬入品目ということで、皆さんが美来の森、または巢南町の巢南集積場に搬入しております。旧巢南町の住民の方から、同じ瑞穂市の住民として、ごみの出し方に違いがあるのはおかしいではないかという声も聞いております。今後、行政としてどのように統一を図り調整されるのか、お尋ねしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（小川勝範君） 行政の方にちょっとお願いしておきます。

昨日から大変答弁書に違っておるところがありますので、違いのないようなきちとした答弁でお願いしたい。

河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 清水議員の御質問にお答えをいたします。

瑞穂市が誕生してから5年が経過をいたしました。廃棄物の調整は、議員の御指摘のとおり、遅々として進んでおりません。廃棄物の出し方については、市民の皆様の理解と協力が不可欠でございます。今後は、議会、それから廃棄物減量等推進審議会と十分協議をして、調整に向けて努力をしてまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

1番（清水 治君） 今、河合部長の方で御答弁がありました廃棄物減量等推進審議会について、こういう審議会というのは今まで実際に組織されて審議をされてきたのか、もしされているとなればどのようなことが審議されたのか、ちょっとお聞きをしたいと思いますけど、よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 廃棄物減量等推進審議会というのは、瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第2条に、一般廃棄物の減量に関する事項、一般廃棄物の処理に関する基

本的事項、その他の一般廃棄物の適正処理に関する事項を審議させるため、瑞穂市廃棄物減量等推進審議会を置くというふうに定められております。さらにその規則の第2条に、具体的にどういふふうな構成でもってするかというようなことが定められておりますが、今までにこういふふうな審議会を開かれたことはございません。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

1番（清水 治君） 今の答弁の中で、議会とその廃棄物減量等推進審議会で十分に協議をするという御返答でしたけど、今後こういった審議会を組織されるというのか、そういう気持ちがあるというふうで解釈させていただいてよろしいでしょうか。その辺をちょっとお聞きします。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 市民の意見を広く聞くということで、私は廃棄物行政というのは、やはり市民の方の理解と御協力なしにはやっていけないということで、審議会をきちんと人選させていただいて、審議会を開くというふうなつもりであります。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

1番（清水 治君） 今のこの条例を見ますと、一応組織というのか、これは市長さんの方から設置されるという形になっておると思うんですけど、市長さんの方にはその気持ちがあるのかどうかということをお聞きしたいんですけど。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

先ほど環境水道部長の方から御答弁をさせていただいたとおりでございます。こういった審議会を設置することができるという条例があるわけですが、現実にはされておらんわけでございます。広く市民から委員を選任しまして、一刻も早く審議会を開いて、議員御指摘のようなことに関しましてしっかり取り組んでまいりたいと。

実は私も、このごみの関係におきまして、過去に何でこんな違うのかなということも感じておりました。そのこともありますので、ぜひとも御指摘がありますようなことにつきまして、早く取り組むように指示をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

1番（清水 治君） ぜひとも、現在こういった違う方式でやられておる、業者が違うというのもあると思うんですけども、早急にこういった統一等を図っていただく調整をお願いし

たいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、粗大ごみ等の搬入について少しお尋ねをさせていただきたいと思います。

現在、美来の森と巢南の集積場ということで、粗大ごみを住民の皆さんが搬入をしておられるわけなんですけど、美来の森におきましては毎週水曜日と第4日曜ですね。それと、巢南の集積場では第2、第3水曜日と第4日曜ということで、現在、日曜日が月1回しかないわけですね。私たちの地域はほとんどサラリーマンの方で、日曜しかひまがないということで、日曜日に搬入をしますと搬入先がすごく込むということで、普通の日も確かにやっていただいておりますけれども、なかなか普通の日には持っていくことができないということで、北方町にはリサイクルセンターのエコパーク北方というのがあるそうで、そこには毎日搬入ができるということをお聞きしたんですけれども、将来的に、これは市長さんの方にちょっとお聞きしたいんですけど、今の美来の森などをこういったような充実した施設にしていくという考えがあるのかどうかということをお聞きしたいなというふうに思っておりますので、お願いいたします。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） ただいま市長という指名がございましたが、議長の命令でございますので。

リサイクルセンターは北方町にございます。私も視察をして勉強してまいりました。確かにいい方法で、そういうことも視野に入れて、議会、それから審議会の皆さん方と協議をしてみたい、かように思います。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えをさせていただきます。

今、環境水道部長の方からお答えをさせていただいたとおりでございます。実は私、美来の森も先般も見させていただきました。状況に不快感を感じたところでございまして、これではだめだということを感じております。ちょうどいい御質問もいただいております。この際、審議会等々も設置をして、抜本的なごみ処理の整理の仕方を考えていきたいなと、このように思っておりますのでございまして、その内容につきましては、今後いろいろ協議しながら、御期待に沿えるような形でできるように持っていきたいと思っておりますので、よろしく願いをして、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

1番（清水 治君） 先ほども言いましたように、今、本当に瑞穂市は、サラリーマンの方とかそういう方でかなりの人口がふえています。今の日曜日が1回しかないとか、そういったような搬入方法では、いずれパンクをするんじゃないかなというふうに思っております。ですか

ら、ぜひともこういう北方町にあるようなリサイクルセンターをつくっていただけたらありがたいかなというふうに思っております。ただ、この中で、例えば北方町の方は、そういったリサイクルセンターにおいても、搬入するのが有料という形で行われているということは聞いておるんですけども、実際、今は無料という形で運び入れておるわけなんですけれども、将来的にそういったものができた場合には有料化を考えてみえるのか、無料でやられるつもりでみえるのか、その辺も少しお伺いしたいなというふうに思っております。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 北方町の場合は、資源ごみ、要は缶とか瓶とか資源になるものに対しては無料、そのほかの粗大に関しては従量制、要ははかりではかってキ口幾らというふうなことで有料になっております。そういうことも参考にしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 清水治君。

1 番（清水 治君） ぜひともそういった審議会等を立ち上げていただいて、そういったものも審議をしていただきたい。特にお年寄りには搬入ができない、要するにお車も持ってみえない、免許も持ってみえないというお年寄りも見えますので、その辺も含めて審議をしていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

最後に、今後、瑞穂市においてもごみ問題というのは、廃棄物の収集、運搬、処理等に、費用面も含めて、これは大変重要なことだと思います。早急に瑞穂市全体の統一を図り、調整を行っていただくためにも、十分な協議が必要だというふうに思います。

これは議長の方をお願いなんですけれども、この審議会においても一般廃棄物の取り扱いについての特別委員会の設置をしていただけたらというふうに要望をさせていただいて、私の質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） 10番 広瀬捨男君の発言を許します。

広瀬捨男君。

10 番（広瀬捨男君） 皆さん、おはようございます。10番 広瀬捨男でございます。

議長から発言のお許しを得ましたので、通告に基づき I S O 1 4 0 0 1（環境マネジメントシステム）の取得について、次に、みずほバスの充実について、市道・主要幹線道路及び歩道の拡幅等の計画的整備について、別府字堤内四之町の道路新設についての4件について質問をさせていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず初めに、I S O 1 4 0 0 1（環境マネジメントシステム）の取得についてお尋ねをいたします。

私たちは現在、大量生産・大量消費の社会経済システムや利便性を追求してきた結果、最終処分場の逼迫や不法投棄など、さまざまな環境問題に直面をしております。皆さん御存じのように、34回目のサミットとなる洞爺湖サミットでは、本年7月7日から9日間に開催される主要国首脳会議が中心ですが、既に終わった会合を含め、環境、気候変動、開発、アフリカ、世界経済、財政などなどが検討されておるわけですが、中でも環境問題は、地球温暖化対策として、京都議定書により日本が議長国として環境問題に対する新たな国際的枠組みをつくることが求められています。自治体としても温暖化ガスの削減目標達成に向け、努力が必要と想定されます。

そこで、自然との共生、環境への負荷の少ない資源エネルギー、環境型社会経済構造への構築を図るために、行政が率先してこの問題に取り組む手段として、ISO14001を認証取得することによって、環境に配慮したオフィスが確立でき、業務の効率化、紙、電力、水道等々の節約ができます。また、行政が仕事を依頼する業者等に環境に対する意識を持たせるため、認証取得に対しての指導を行うべきと考えます。

御存じのように、最近、ISOを認証することにより経費節減ができることになってきております。その理由は、ISOの規格が改正され、理由を明確にすれば、一部作業効率等をよくした企業のシステムに合致して認証ができるようになりました。さらには、認証取得のコンサル料金、外部審査料金も大変安くなってまいりました。環境問題を解決していく上において、地方自治体の果たす役割と責務は重要でございます。市みずからが市内最大の事業者との認識から、率先して環境管理の国際規格であるISO14001の認証をする必要があると考えるわけでございます。

それで、先ほどちょっと言いかけたんですが、テレビなんかで今報道しておりますサミットについて一言申し上げたいと思いますが、御承知のように、温暖化ガスの排出削減について義務づけられているのは、日本は1990年比6%減らすということが2008年から2012年にという目標値がされておるわけでございます。これに対して京都議定書の対象期間後の枠組みが、全体ではまだ決まっておりません。ちなみに、昨年12月、インドネシアで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議で、2009年末を交渉期限とすることで合意をされております。EUは、御承知のように2020年に1990年比20%減の中期目標を発表いたしましたが、各国の目標は、日本を含めて未定であります。また昨年、ドイツのサミットでは、長期目標として、2050年に世界の温暖化ガスの排出量を現状より半減することを真剣に検討することで合意をしているわけでございます。

先ほど言いましたように、各国が中期的な目標を設定するかどうかが注目されているわけですが、洞爺湖サミットでどのように総理大臣が判断をするかということも、新聞紙上にもいろいろと書かれておるわけでございます。そういう状況の中で、市として、やはりISO

14001を取得するいいチャンスではないかと思いますが、市長のお考えについてお尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、広瀬捨男議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ISO14001に関する御質問は、以前にも広瀬議員より一般質問で御質問をいただきまして、前任者が回答をさせていただいておりますので、重複あるいは同じ内容になるかと思いますが、改めてお答えをさせていただきます。

瑞穂市では、総合計画の第2章で、心豊かな住みよいまちづくりを掲げまして、自然と共存できる潤いのある生活環境の創造を目標にまちづくりを進めておるところでございますが、一方、平成18年10月に設定しております瑞穂市行政改革大綱においても、経費節減や事務事業の再編、整理、廃止、統合を行って、合理的、効率的な事務運営を行うことで、環境に配慮した事務内容に貢献するよう努めているところでございます。

ことし行いました機構改革も、一面ではそうした面に配慮したということで、効率的、合理的な組織としたわけでございますが、一方、役所が取り組んでおる事務としましては、市役所を初めとする公共施設における電気、ガス、水道などを常にチェックし、経費の節減を図ると。あるいは紙の使用量の削減。このためには両面印刷や使用済み片面印刷紙の再利用を図ると。また、紙のリサイクルを行うために、資源化を推進すると。あるいは、不必要な電源の積極的なオフ化、電源を切るということでございますが、そういったことも実施しております。また、アウトソーシングの導入に伴いまして、職員の時間外の経費の縮減を図りながら事務の合理化を進めておると。また一方では、冷暖房の使用の自粛、それから夏場のクールビズや冬場のウォームビズを実施すると。あるいは公用車の集中管理。それから、環境に配慮した建物の設計や都市施設の整備などを上げられますが、こうした運動の展開については、明確な数値目標や外部環境監査などを受けておりません。ですが、ISO14001には特に強制力はないわけでございますが、環境基準や削減目標値などの環境負荷に対する要求はないと聞いております。

ISO14001は、最終的に意図しておるのは、体系化された仕組みを庁舎内で構築して、運用、改善することで組織全体が自律的に環境への負荷を改善できるように努め、そして環境に貢献するという目的、スタイルであるということからしますと、市が取り組んでおりますそうした実践は、その趣旨に沿っているのではないかとということで、あえてISO14001で経費、お金を払いながら進める必要はないかなというふうには思っておるところでございます。ただ、ISO14001の手法が、目標設定、そして実行、確認、改善の、いわゆるPDCAと言われるサイクルで行っていくというシステムから思えば、組織一丸となってやってはあつもの、現行の市の取り組みが徹底されていない部署、あるいは職員意識に温度差があることは否めないとは思っております。今後の課題であるというふうに認識しております。

今後は、先ほど議員もおっしゃられましたように、世界的というより地球規模的な問題となっております地球温暖化、CO₂の削減の問題と関連させながら、職員も一層そういった意識を持ちながら、行政運営、施設管理に当たっていく必要があるものと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

庁舎で実践しております個々具体的なことについては、管財情報課が設置されておまして、そちらの管理しています総務部の方から具体的な内容についてはお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 企画と総務と関連しておりますので、新田総務部長からも答弁をさせます。

新田総務部長。重複しておるところは省いていただきたい。

総務部長（新田年一君） それでは、総務部の方から御答弁を申し上げます。

議員御指摘のとおり、ISO14001につきましては、環境マネジメントシステムの規格ということで、地球温暖化の防止など環境保全活動の中で、市役所としてよい環境を整えるにはどうしたらよいのかという考えを実行し、その結果を検証しながらさらに改善する仕組みというふうに理解をしております。

瑞穂市では、環境に優しいまちづくり、自然と共存できる潤いのある生活環境の創造を目標にまちづくりを進めているところであり、市役所内においても、これまで率先して環境に配慮した数多くの活動を進めております。

具体的な実践の取り組みとして、例えば公共施設の光熱水費などを常にチェックし、節減に努める。これは、今週9日から始めましたが、クールビズなどを実践し、冷暖房費の削減を図り、また夏場の軽装、冬場の厚着などにより対応をしております。また、時間外の縮減によりまして、夜間の電気料金の削減等にも努めております。

紙の使用量の削減といたしまして、ペーパーレス化を進める中で、会議でのペーパーによる資料をなくし、また庁内LANシステムの活用を行い、パソコンなどを利用して実践をしております。また、紙の両面印刷の励行や、不用紙の裏面の利用、これには現在、職員の個別のパソコンからコンピューターの使用状況を個別に管理しております。

今後においては、このコピーの認証機を設置し、単独利用の場合にも個別に使用の管理ができるようなハードの整備を進めていき、経常経費の削減を促していきたいというふうに考えております。

紙のリサイクルによる資源化の推進につきまして、環境に配慮し、またCO₂の削減に向けた取り組みを実践しております。今後におきましてもさらに環境を意識し、経常経費の削減を図りながら改善を加え、進めていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 今の回答について、前段の奥田部長の方からちょっとお聞きしますが、先ほど言われましたように、瑞穂市の行政改革の集中改革プランの中で、職員の数だとか大まかなことは、職員の数は当然人数で計上されているんですが、ほかのものについて、数値目標を立てておられることについて具体的にあると思いますので、よろしくお願ひします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 集中改革プランの中では、概略的な概念を文章化しておりまして、今申されたような細かな数値は設定しておりません。ただ、職員数だけは人数で把握をしておりますが、あと、今おっしゃられるようなそういう個々具体的な課題に対する数値化はしておりません。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ISOと絡むんですが、やはりISOは、御承知のように、先ほどいろいろおっしゃったんですけれども、やはりいろんな改善をして、業務の改善、あるいは皆さん各個人個人からそのやり方について意見をいただいて、そして各部課で集め、最終的にはトップの市長が数字も決定すると。例えば電気は何%、紙は何%。

ある自治体の例を言いますと、15件についていろんな項目を設定して節減した結果、ISOを検討する前の経費から見て、事務系だけでやられたようで、その当時ネットにも表示してあったと思いますが、1年当たり節減額、金額にして、たしか8万円を上回る数字が出ていたと思います。

そのことは執行部の方も勉強してみえるんですから、ネットできちっと出ておりますのでわかりだと思ひますが、やはりそれを繰り返し言われたように、それとまた、内部審査と外部監査があるわけですね。そういう点では、全然今の瑞穂市のやり方とは違うと思うんです。別にサボってみえるということは決して言ひませんが、過去に紙の量なんかもお聞きしたことがございますけれども、その当時、穂積町時代、紙の量は10%削減という目標であったんですが、むしろ紙の量は、1年目は22%減ったけれど、その次は56%、46%、7%、38、20、25というようなばらつきがあるわけです。

先ほど言ひましたネットのところへ行つてその実態を聞きましたら、やはりいろいろ大変ではあるんですけれども、特別の事情がある場合はあると思ひます。合併したとか、そういうときはあると思ひますが、やはりそれ以外は大体徐々に減っていくと。そして一定の段階に来ればもう減りませんが、そういうことがやはりISOをやることによって繰り返しチェックをして、トップの方針で、その削減の効果でも鉛筆で書くようにしてあるわけですね。年度も

鉛筆で書くという。その紙が何遍でも使えるという、薄い小さな紙なんですけど、それが15項目書いてあるんですけど。ちなみに、ごみも大体その庁舎では3分の1になったということも書いてありました。

やはり今、認証するとか、コンサル、それから外部審査も、先ほど言いましたように大分安くなってきましたので、ぜひ検討していただきたいと思いますし、県からの指導も平成18年に来ておるかに伺っておりますので、その辺のところの指導は来ているか来ていないか、14001の取得についての、これを見ますと平成18年3月、岐阜県から出ていて、環境マネジメントシステムの構築、運用に関するガイドラインということで、細かなものでとりなさいという意味のことが書いてあると。ただし、とらんとんは自治体の自主性でいいと思いますけど、その点についての考え方についてお願いします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 県から、私もインターネットで県の取得状況等を調べておりますが、文書的にそういったとりなさいというようなものを見た記憶はございません。前、総務課におりまして、文書担当をしておりましたが、そういったものを見た記憶はございません。ただ、今おっしゃられましたように、県自体ももう7年ぐらい前からその運動を進められまして、そして現在はもう既にやめてみえるんですね。といいますのは、やはりこのISO14001を取得し、そしてずっと維持するには経費が要るわけですね。私もいろいろ調べてみますと、県下の中でも、認証を受けていてやめられた市町村が、岐阜市さん、輪之内町さん、池田町さんがあるわけですね。そこら辺もちょっとお話を伺ってみますと、確かにおっしゃられますように一定の効果は出るんですが、それを3年ごとで毎回外部環境監査を受けるわけですね。そのために要する費用というのは結構ばかにならないと。あるいは人的コストもあるということで、ある程度定着した段階で認証を受けるのをやめてみえるというような経緯もございます。現実に県もおやめになったということで、いろいろ最初とりかかって、ある程度定着すれば、それが一定の効果が出たという考えのようでございます。そういう面からも考えますとすれば、殊さらその制度に乗らなくても、自分たちの力でできれば、不用なコストも省けるんじゃないかなというような考えを持っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 確かに岐阜県においては、私が聞いたのは19年度までは認定をとっておるわけで、たしかそんなふう聞いておりますが、20年度からは独自方式で、外部審査ももとどおり入れて、ただし、入れる人が、県内の企業で外部審査の資格をとっている人があるから、そこに頼もうかと、多少安いからということもありますので。その方法については20年度下期からということのようですが、いわゆる認証はとらないけれど、外部審査も入る、そして

内部監査は当然ですけれども、全く同じようにやっておるわけです。そして、10年近くそれをやっておるわけですので、県へ行ってもらえば、皆さん行かれる方はよく御存じですけど、ごみ箱でも本当に課の中に一つあるだけと。普通の書き損じを、私らもそういうことをやるんだけど、くしゃくしゃとやる。それは絶対やらなくて、積んでおいてリサイクル、先ほどの部長の話じゃないけど、リサイクルに回すということなんですが、もう全然違うと思うんです。そういうことを例えば5年とか、3年では短いと思うんですが、そういうことで定着化すれば、それはあえて認証する必要もないと思うんです。そういうことになれるということが私は大事なことだと思うんです。

今、何か指導は来ていないということだけど、私は担当からは、各市町村に配付をしておりますし、希望のところはISOについて勉強会も、一昨年まではずっと定期的に2回くらい県でやっていたと聞いております。岐阜市においては、やはり同じようなことなんですが、外部審査のとり方がちょっと違うようですけど、ほとんど同じようなことをやって、やめたということで、一番先進地はそういうことですが、瑞穂市の場合は、やはり先ほど言いましたように、甘いとかそんなことは決して言いませんけれども、努力はしてみえる。むしろ市民の方にはやはり早くから分別収集だとかリサイクルということは、むしろ旧穂積町の場合は進んでいたんじゃないかと自分では思っているんですが、やはり変わってきておるわけですね、刻々と。さらに、数値が出ないということは、やはりノルマにならないと思うんですよ。

この前、よく私がこうやって一般質問をさせてもらうときは、その道のベテランの人がお見えになることがあるんですが、その人は非常に関心が強くて、企業のグループの中でそういうISOの指導をしてみえた方ですので、本当に、あっ、市はやっぱりISOをとっておらんとすぐわかるなど。この議場の中の暖房のかけ方等々についてもすぐわかる。先ほど部長の方からは、夏は薄着をしてクールビズで、冬は厚着をするということですが、私たちもこういう事務で暑かったことが、冬でも暖房が入っておると上着を脱いじゃうと。仕事はよくできるんですが、なかなかそういう温度できちっと数字で設定をし、かつ、そういう内部監査、外部審査等があって初めて、やはり人間はそういうことになれてくるんだと思うので、ぜひそのことについて市長のお考えをお願いします。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 広瀬捨男議員さんのISO14001、いわゆる環境マネジメントシステムについての御質問でございます。企画部長と総務部長の方からそれぞれお答えをさせていただいたところでございます。この前段におきまして洞爺湖サミット、さらには京都議定書のお話もいただきながら、この質問をいただいておりますのでございます。

私は、特にこの京都議定書に以前から関心を持っておりまして、CO₂の1990年を基本としますとその6%削減と、一番このCO₂を出しておりますアメリカが批准をしなかったと。私

も本当に残念に思ったわけでありまして。日本も6%目標でありましたが、結局それよりも数値が上がったような状況も報道されております。そういう中におきましてのISOの問題でございます。

高度のレベルの御質問をいただいております、こういうことをいろいろお話を聞かせていただだけでも勉強になるわけでございますが、今それぞれの所管の部長の方から御答弁をさせていただいたとおり、私どもといたしましては、先ほどの議定書のCO₂の問題一つとっても、市内、本当に緑の多い住環境、そして、やはりこの緑がCO₂を吸うわけでございますので、そういう環境づくり、そういうこと一つだけでもやりたいのが私の夢でございます。そのことを強調していつもお答えをしておるところでございます。

そういった一つでもこの市として、今の御指摘の部分について数値を目標にしてやるというのは本当にいいことでございます。今、合併しまして5年目で、合併の中でのいろんなすり合わせの事項、大きな事業を進めながら、その中で事務的にもいろんなことをしております、なかなかそこまで至っておらんことに申しわけなく思っておりますが、それぞれ今2人の部長の方から答弁をさせていただいたとおりで、私も調整をさせていただいております。ひとつ御理解をいただきますように、よろしく願いを申し上げたいと思っております。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

調整をとということなんですが、先ほど言いましたように、やはり数値目標というものは立てていただきたいと思うんですけれども、少なくとも先ほど言いました企業でISOを指導していただいたベテランの人の話だと、その人をお願いをすれば無料で講習とか講義もしてくれるということですので、とりあえずそんな話も聞きつつ数値を入れてやってみて、これはいいなというふうなことがあったらぜひISOということで、ぜひその点を市長、執行部にお願いするんですが、やはり数値と内部監査は少なくとも、そして外部監査はもう県も岐阜市もやり出したんですから、その辺のところ、ISOをとらないにしてもという方法もありますので、そういう点をぜひ検討していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君に申し述べます。

あと5問題残っておりますので、ちゃんと割り振りをして質問をしていただきたい。

新田部長、今の質問に答弁してください。

総務部長（新田年一君） 先ほどの個々具体的な実践の目標数値の設定ということですが、先ほど企画の方からも御答弁させていただきましたように諸条件がありまして、対前年に比較するのが非常に要因がたくさんあるというようなこともありまして、難しい点があるということで、具体的な数値が上がっていないというような状況ですが、いろいろな方面で知識のある方

の御意見を聞きながらというお話でした。内部でも十分事務改善等の会議を開催しながら、個々具体的に繰り返し職員間で確認をしながら、経費の節減に努めてまいりたいというふうに思っております。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ぜひISOについては、認証しないにしてもそれに準じたような形で、先ほど御当局も調べてあるわけですから、岐阜県、岐阜市と言われたんですが、具体的に言われて、本当に審査料は要らずにということですけど、本来ならとってからそういうことをやるべきだと思いますけど、その辺のところは執行部の方でよく検討していただいて、前向きに検討していただきたいと思います。なぜなら、環境問題というのは、本当に御承知のように、海水がどれだけ上がるだとか、大変な問題なんですよ。自分のまちだけじゃないと思いますので、その辺も含めて御検討方よろしく願いいたします。

それでは、次にみずほバスの充実についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、昨日、松野議員が会派代表質問で、コミバスの利用促進についてと質問をされましたので、私の質問で一部重複することもあるかと思いますが、回答の方は割愛で結構ですのでよろしく願いいたします。

みずほバスの利用者の利便性の向上を目指し、乗車効率を高めるため、3点についてお尋ねをいたします。

第1点は、現在、道路幅員等の関係等々もあるかと思いますが、幹線道路主体であり、住民が利用しやすいように、生活道路主体の運行路線への検討についていかがお考えでしょうか。

第2点は、運転手の勤務手配等々の制約もあろうかと思いますが、各路線とも、昼間2時間、夕2時間余り休憩をしているわけでございます。そういう点では、買い物に行くにも非常に不便だという話がありますので、休憩時間を短縮し、さらには終バスを1便増加をしていただきたいという要望が多いんですが、いかがお考えでしょうか。

第3点目は、将来の高齢化人口などを考慮して、部落を主に運行するようなダイヤをつくったりして、小型バスの運行で停留所の間隔を短くして利便性の向上を図るといようなことについて、この3点についてお尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

きのうの答弁と重複しないようお願いいたします。

総務部長（新田年一君） まず運行路線の見直しについてでございますが、みずほバスは、主に市内における幹線道路を結ぶという内容で路線が組まれております。多くの自治体で運行されておりますコミュニティーバスは、同様の運行形態をとっているものであるというふうに思いますが、全国的に見ますと山間地域などに、御指摘のとおり幹線道路からさらに一歩入り込

んだ集落等の内部に入り込み、生活道路までバスを巡回させているという自治体も多くなってまいっております。しかし、瑞穂市におきましては、地域性、あるいは人口構成の特性など、充実した交通網を有効に生かしていくためには、さまざまな世代がより多目的な利用が可能となる幹線道路主体の運行路線が最も使い勝手がよく、利便性が高い状況となって現在に至っております。

運行ダイヤの見直しにつきましては、みずほバスの運行は、主にJRの穂積駅を起点としておりますので、これは駅を利用する通勤、通学者の時間帯に合わせて組まれております。したがって、朝夕の運行回数が多くなっておりというようなダイヤになっておりまして、その調整としまして、乗客の少ない昼間の時間帯が本数が少ないというような結果になっております。この点は、過密な運行スケジュールを避けることで運転手の着実な運行業務の遂行を図り、これが乗客の安全を確保するという点から、こうしたダイヤを組んでおります。

それから、運行時間の延長、ダイヤの増便ということになってきますが、運行時間の延長ということは、すなわち運転手の勤務形態から、それに伴います運行経費との兼ね合いになってくるということで、委託先である岐阜バスと調整を図りながら、経費のことも考えながら検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

くどいですが、運行時間ですけど、ちょっと近隣のところを数カ所、いろいろ見てきたんですけども、やはりもう少し市民の声を聞く、ちなみに岐阜市なんかは特に地域ごとに、加納だとか地域ごとに決めて、まだ少ないんですけども、やはり自分たちがつくったダイヤ、路線だということで、非常にみんなが利用しようじゃないかと。利用しないとこれだけの補助しかもらえないし、もうやれないよという危機感と、自分たちがつくってこんなふうによく利用する人があるんだという満足感といいますか、特に加納なんかへちょっと行って聞いてきましたんですが、すばらしい。つくるときは大変ですけども、本当に利用する人が、いや自分たちの車なんだと。市から補助もこれだけもらっているんだからやろうということで、そういう方法もあるかと思っておりますので、執行部の方でもう少し、役所で決めた路線で穂積駅を中心というのも一つですけども、やはり集落の方を回っているというのはほんの一部しかございませんので、そういう点をよく考えて、地域に少しげたを預けると。それを指導していくという形にぜひ検討をしていただきたいんですが、そのことについていづごろからこんなことをやってみたいということがございましたら回答をお願いします。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） みずほバスの今後の課題といいますか、改善策の御指摘をいただい

ております。今後さらに住民の方がコミバスとして利便性の向上を図っていくためには、みずほバス単独ではなくて、市内に現在ありますJR、あるいは樽見鉄道、路線バス、タクシー等の各公共交通機関が相互に連動するシステムが重要になってくると思います。こうしたことから、地域全体の公共交通機関のあり方、従来どおりの行政主導の進め方ではなくて、利用される市民の皆様の積極的な参加を得ながら、その意見を十分反映できる協議の場といたしますが、そうしたものを設けながら、今後、より利用しやすいみずほバスの運行に努めていかなければならないというふうに認識をしておりますので、よろしく願いをいたします。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） その協議の場をできるだけ、忙しいでしょうけれども、やはり早く設けていただいて前向きに、やはりせつかく投資をしていただいておりますみずほバスですので、もう少し効率よくお願いしたいと思います。

3点目に、市道、主要幹線道路及び歩道の拡幅等の計画的整備についてお尋ねします。

御承知のように、これは市長のマニフェストの22にありますので、その辺のところ、実施年度は順次となっておりますし、今年度も一部実施をされていることがあると思います。道路幅員も狭い箇所があり、災害時に消防車の通行も厳しいという箇所もありますので、安心・安全なまちづくりからも、どのように進めていく予定か、お尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 広瀬議員さんの、市道・主要幹線道路の整備計画についてお答えをさせていただきます。

市道・主要幹線道路、歩道等の計画的整備についてですが、今年度、概略設計に着手しています市の環状線道路計画のような市の主要幹線道路計画等、市全体の道路網整備について、市が設置します道路整備計画審議会の中で審議、検討していただくよう、委員の公募を実施し、幅広い御意見をいただきながら、計画的な整備を進めていきたいと考えております。

なお、議員の言われます道路、特に集落内の生活道路につきましては、道路整備計画審議会の中で検討することとは別の問題として考えております。現在も、地域の事情、緊急性などを考えまして、別の問題として考えております。地区の御要望をお聞きしながら、必要な整備を順次させていただいておりますが、特に道路幅員等に伴う用地の取得については、家が建ち並んである状況もございますので、非常に用地買収で困難をきわめるところがあるかと思っております。

今後、さきにも述べましたように、道路整備を図りながら、消防車、あるいは救急車等が入れない状況を少しでも解消していきたいと、安心・安全なまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、何分、議員のお力添えをお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

確かに、今部長からお話を聞いたんですが、集落内の場合、本当に今建てかえということをはばつぼつとどこの集落もあるんですが、特に若い人の意見を聞きますと、やはり市として建築基準等で、例えば4メートル、センターから2メートルバックということで、事実見ておりますと、どこの集落でもそういう人があるんですが、センターから2メートル控えているけれど、石垣は依然としてセンターから1メートル50ぐらいのところにある。そういう場合は、できるだけ話をしてもらって、きちっと用地買収だけかける。そうすると、壊すときだから一緒にやれるけれど、石垣がセンターから1メートル50のところに着立上っていると、それから50センチ、あるいは60センチぐらい控えて土台は立ち上がるんですけども、集落のところだと、道路から1メートル、あるいは1メートル二、三十石垣が積んであるわけですね。それを今度買収して拡幅していくといたらまた大変だもんで、後からだ。そういう点では、事前に、申請があったときによくチェックをしてもらおうとか、すぐ話をしてもらおう。ときによっては売らないわよという人があるかもわからんけど、それはできるだけ図面に書いておくと。こういうことの希望、建築基準法もこういうふうになっていますからこうなんだと。あるいはここは4メートルだよ、建築基準法はいいけど、市としてももう少し広くしたいんだとか、そんなことをできたら何らかの方法で、公示が一番いいと思うんですが、そういう点で、若い人は考え方が変わってきたと思いますので、そういう点もあるということで、今後審議会の方でもそんなことも意見を述べて、いろんな方法を考えていただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 広瀬さん、要望ですか、質問ですか。

10番（広瀬捨男君） 要望だけ、そういうことをやっていただきたいということですので。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 現在、議員御指摘のように、都市計画区域内につきましては建築確認申請書が回ってきますので、これは市を経由、あるいは民間の建築確認の機関にそれぞれ出すことができますが、都市計画区域内につきましては、4メートル道路に、公道に接しておるといふ条件でございますので、当然、建築確認のときには道路後退線が明示されます。それで、窓口の方で用地買収とかいろんな話をさせていただく場合に、売らないけど後退していくとか、民間の方に行かれたときには用地の話はちょっとできませんが、いわゆる法に決められておる部分については極力買収をしていく、これも予算の関係もございまして、その辺、予算の許す限り、公道の4メートルの最低幅員を確保していきたいというふうに思っております。

ただ、生活道路が、4メートルでいいのか、5メートル、例えば最低でも6メートルぐらい

は欲しいよとか、いろんなことがありますので、やっぱりその辺は集落の中の御意見等も十分聞き取りながら事業を推進していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） それでは、ぜひそのことを、例えば4メートルならまだいいんですけど、いずれにしてもやっぱり買収の方向で、そのとき買収に応じられるやつはしてもらえば、やはり安くつくと思います。後からやるんだったら大変なことになりますので、石垣の補償だとか何かいうことを言われる場合がありますので、過去にもそういうことがありましたので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、最後になりましたけれども、別府堤内四之町市道新設工事について。

当時の松野友町長は、昭和60年2月15日付の確約書で、昭和60年度道路新設工事を施工することを確約すると書いた確約書が提出されておるわけでございます。昨年12月議会でもお尋ねしたんですが、二、三名の方の同意が得られないということで現在に至っておりますが、その後どのように取り組んでおられるか、お尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 御質問の箇所の道路の新設工事の経緯につきましては、昨年の12月議会でも説明させていただいておりますが、その後の経過ということでございますが、道路新設工事には、沿線に土地をお持ちの地権者の協力をいただかないと進まない中でございます。地権者の二、三名の同意が得られない状況で、以前とは変わっておりませんが、今後も地権者に継続的にお話をさせていただいて、御理解、御協力をお願いしていきたいというふうに思っております。地権者の御同意が得られれば工事を進めていきたいというふうに考えておりますので、議員さんもお力添えをひとつよろしく願いたいと思います。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） そのことで部長にちょっとお聞きするんですが、この初め、確かに60年にすぐやられたと思うんですが、地権者が変わっているところもあるんです。その辺のところの、その人たちは1人は何も聞いてない、その売られた人は、賛成ですよと言われた方ですね。そういう点も御承知かと思う。その辺のところは把握しておみえになるかどうか。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 議員御指摘の、所有者が第三者に転売された件は承知しております。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） それで、具体的には個々にやっておみえになるのか、やっぱり一堂に集めてもらった方が話が早いと思うので、その辺の考え方はどうでしょうか。いずれにしても23年ぐらいたっておるんですから、余りにも長過ぎると思いますので、この前12月にも言いましたけど、いろんな条件があって、2台ぐらい必要だという人はその手当がされておるわけ、Bさんは。Aさんは7台ということでそのままになっておるわけ、7台の駐車場がつぶれたということですよ。そういう点はやはり整合性からいっても早急にお願いしたいと思いますが、いつごろからかかれるとか、その辺のところ。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 皆さんを集めてやるのか、個別がいいのかというのは、今のところ、例えば第三者に転売されておる件もありますので、その辺を一応部内の方で、どういった方法がいいのか、一応今のところは個別で当たる予定ですが、議員御指摘のように、皆さん集めた方がより効率的で早く進むのか、個別で当たった方がいいのかというのは、内部で検討させていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 考え方を聞いたんですが、もうその当時の人で見えない人も2人ほど見えますので、代がかわっている人がありますので、やはり1回は集めていただいて、そして説明だけしてもらうということの方が私はベターかと思います。それは執行部に任せますけれども、そういう事情だということだけはお願いしたいと思います。

それでは一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） 議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。休憩時間は約15分間でございます。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時41分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

7番 棚橋敏明君の発言を許します。

棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 皆さん、おはようございます。私は、このたび初の市議会議員になりました議席番号7番の棚橋敏明でございます。

本日は、一般質問させていただく機会をいただき、まことにありがとうございます。平成の大合併により3,230の市町村が約半数の1,800になりました。これは、今まで国の大護送船団の上に乗っていた穂積町、そして巢南町、そういったまちまちが皆さん合併し、それで国の大護

送船団から離されました。そして、これからは瑞穂市として、旧穂積町、旧巢南町が自立、そして自主、これを伴って、行政とそして市民と一緒にこのまちをつくらなきゃいけない状態になってまいりました。これからの瑞穂市の運営、発展は、公と市民の共同作業で進めていくものだと思います。市民の皆様と夢を共有し、そして、住んでよかったなあと言われるまちを築いていかなければなりません。

そこで、本日与えられましたこの機会に、私は、市民憲章とまちづくり基本条例について質問させていただきます。

これよりは質問席より質問させていただきます。よろしく願いいたします。

瑞穂市は、合併より5年が経過しました。今でもなお人口が増加してある、この岐阜県内では珍しいまちでございます。ただし、若い方々が非常に多くなってきているありがたい状態はあるのですが、ここ最近、このまちを見渡しますと、道路及び河川にはごみが氾濫し、その上、ここ最近、拳銃の発砲事件等、俗悪な事件が発生し、市民の安心・安全を心底より揺さぶる事件が多々発生するようになってまいりました。これらは、一部の市民のモラルのなさかもしれません。しかし、それと同時に、今後、市民全体のモラルの向上を考えていかなければ、ますますこのような俗悪な事件が発生し、また、このまちの質が問われるときが来るんじゃないでしょうか。そのためにも、モラルの向上、モラルの啓蒙・啓発、そして市民の一人ひとりの方々に、瑞穂市を愛する、地域を愛する心、地域愛、これを持っていただけるように、私は市民憲章の策定を一刻も早くしていただきたいと思っております。

本日は、まず市長に、市民憲章についてどのようなお考えをお持ちか質問させていただきます。どうか市長、よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

市長には後ほど答弁させます。

企画部長（奥田尚道君） それでは、棚橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、都市化するにつれてモラルの低下が見受けられまして、ごみの散乱など見た状況ですと、個人的には本当に憤慨を覚えます。また、行政的には課題であるということを感じする次第でございます。

それで、市民憲章でございますが、まさに議員がおっしゃるとおり、この瑞穂市を愛する心、郷土愛を涵養する目的でもって、今年度事業として現在事務を進めておる段階でございます。既に4月号広報で、文案や文章に表現したい言葉などを募集しまして、9名の一般応募と、市内小学6年生の児童418名、そして中学3年生の生徒398名から貴重な提言をいただいております。そのいただいたものをもとにしながら、一方では、同時に市民憲章の制定委員を公募させていただきまして、5名の方が御応募いただきました。きのうもちょっとお話ししましたように、公募委員ということで積極的にということ、3割程度を想定しておったんですが、15

名の委員の中のちょうど3割に値する5名の方から応募をいただいております。そういったことからやっております、一方では、各種団体から代表者を出していただきまして、この議会からも、議場にお見えでございます山田議員が代表ということで御推薦をいただいて、合計15名の方で既に2回の制定委員会を開催したところでございます。その会議では、非常に活発な御意見が出されまして、まさに新しい瑞穂市の市民憲章を自分たちの手で作り上げるんだという熱意が感じられる会議が開催されております。

今後の予定としまして、第3回目をこの16日に開催します。そして、制定委員会で重ねていただきまして素案を作成し、その素案をパブリックコメント、いわゆる市民の意見を聞くという場をつくりまして、その意見を拝聴しながら、そして一応の目標としましては、パブリックコメントを経て答申をいただきまして、できれば現段階での目標でございますが、9月議会に上程をさせていただきます、議決をいただきたいと。そして決定をしまいたいというふうに考えております。

市民憲章は、法的には議決を要しません。ただ、言葉の持つ意味の趣旨、重要性を勘案しまして、議会にもお諮りをしまして制定していきたいと考えておりますので、議会の方もよろしく御理解と御協力を賜りたいと思います。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） ただいま部長の方からいろいろ伺ったんですが、市民憲章というのは、やはりこれはまちの理念、それと、今私はモラルの啓蒙・啓発ということもその中の一つとして申し上げたんですが、まちの木、まちの花、こういったものを選定する、またそういったものを策定するのはまたちょっと意味が違うと思うんですね。これは本当にこれからの瑞穂市の人々、この方々に、10年たとうが、20年たとうが色あせることなく、やっぱりその方々に一つの、瑞穂に住んでいいんだよ、このまちを私たちみんなが願っているんだよということを、あくまでも訴えられるものだと思います。それだけ重い重いものだと思います。あくまでも市民憲章の憲は「憲（ノリ）」と書きます。やはりこの言葉の重さをしっかり認識していただきまして、素晴らしい市民憲章をつくっていただきたいと思ひますし、また、市長の方からも、市民憲章についてどのようなお考えをお持ちなのか、これはあくまでも今まで市の木とか市の花を選定されてきた方々にちょっと失礼な言い方かもしれませんが、それとは違った意味で、私は非常に重要なものだと思っております。この市民憲章には、当然教育にも携わっていく部分の関連も出てきますし、また皆様方の一つ一つの市民の方々の生活にも携わっていく部分があると思ひますので、そういったところも踏まえ、また、市長さんの考え方もちょっと伺いたいと思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 柵橋議員さんの市民憲章の制定について、どのように考えておるかということについて、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

実は我々行政の仕事は、昨日も申し上げたところでございますが、何といいましても住民の福祉の向上と地域社会の均衡した発展を図るといような大きな役割でございます。そういったまちづくりの中で、やはり何といいましても基本は人づくりでございます。一番重要なことであります。特に私は、その人づくりでも、いつの時代でも次の時代を担う青少年の健全育成といいですか、こういうのが私は一番大事ではないかと思っておるところでございます。さらには、やはりこういったどんどん社会が変革してまいります中におきまして、まさに生涯学習、生涯の人づくりが大事ではないかと思っておるところでございます。

そんな中におきまして、やはりその基本的なまちの考え方といいですか、一つの法律のようなではありませんが、そういう一つの指針を持つべきではないかと。本来でございましたら、合併をしましたら、そのことをまず取り上げて、一番にそれに基づいてまちづくりの基本的な方針を持っていくんではないかと。

お隣の本巢市におきましても、合併と同時にこの市民憲章を第一番に制定をされております。あその場合は四つの町村が相寄っておりますから、その町村のそれぞれの町民憲章、村民憲章がございました。そういう中からいろんな方が寄せられまして、最もいい形の市民憲章を制定されて、既に職員、議員さんのこういったネームプレートの裏にも全部それが刻んでございます。もちろんいろんな会議のときにはそれを唱和もして取り組んでおられるのが現状でございます。

私も、こういったことはもう市の中でできておると思っておったところでございますが、できておらないと。昨年出させていただくに当たりまして、やはりこういった住民の基本条例、市民憲章を早く制定しなくてはいけないというところから、マニフェストにも取り上げさせていただきました。おくればせでございますが、やはり本当の予算枠の平成20年から私が考えた予算でございます。その中で予算計上もし、審議会も設けまして今取り組んでおるところでございます。議員御指摘のようなこと、御意見等々も十分踏まえながら、立派な市民憲章の制定をしてみたい、このように思っておるところでございます。よろしく願いを申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 柵橋敏明君。

7番（柵橋敏明君） どうも市長、ありがとうございました。

それで、今伺いましたところ、ちょうどスタートを切って、形がつくりつつあるという状態のところを今伺いました。本当に非常にありがたいと思っております。

それで、ただちょっと気になりますのが、果たして本当にどういうスタッフでつくってい

れるのか、これは物すごく大事じゃなからうかなと思うんですが、そこら辺、また次の機会に、もう一つこれが形がまとまっていくと思いますので、またそれは何うとしましても、やはり早急に、またより多くの人たちの意見を反映していただきたいと、私はそのように思います。

それで、この流れの中でちょっと形としては違うんですが、市民憲章は理念、そして、まちづくり基本条例というのはまちの法律であり憲法になっていくと思うんですが、これは別個のものではございますが、先ほど市長が基本条例のこともちょっとおっしゃられましたので、ちょっとこちらに話を一部移させていただきまして御質問をさせていただきたいんですが、このまちには、従来、モーター規制条例というのがございました。これは松野友町長の時代でございます。これは、よきにつけあしきにつけ、本当にこのまちの教育のため、また、まちが俗悪化しないためにそれなりの効果があったことは事実かなと思います。

例えば例で申し上げましたら、隣の神戸橋のたもとには当然モーターがございまして、また、その程度のモーターでなく、また日置江かいわいにはたくさんのモーター、また新しくできました鵜飼大橋の南側にはもうたくさんのモーターができております。近隣の方々は、土地がどうしても売れない、また土地の値段も下がってくる、どうしたものかと思って悩んでおられます。あれが、モーター規制条例がなかったとして、そういった条例がなかったとして、このまちにどんどん、仮に今の名古屋紡績の跡地にもできていたと仮にした場合に、このまちはとんでもないことになっていたかもしれません。それこそ、今、イオンモールが来る来ないという話以前の問題になっていたかもしれません。

そのように、ある意味ではそのモーター規制条例というのが条例として非常に有効に動いたという時期もあったと思います。そして今、このまちが合併して5年、そしてこのまちがどんな方向に行くのかなあということで、市民の皆様が物すごく興味津々で見られています。そこへもってきて、昨年12月ぐらいから、一般の物販、一般の消費、これが物すごく落ち込んでおります。何の商売をやっても難しくなってくる。それで、恐らくこのまちへ進出してくる企業もこれからいろいろ考えられると思います。

例えばそういった方の中で、またいろいろ意見が出てきておりますのが、本当にこのまちにアパートばかりできていって、このまちが本当にやっていけるのかどうなのか、しっかりそういうこともシミュレーションしてみた方がいいんじゃないかと。アパートでどれだけの利益が出るのか、またそれ以外のところでどれだけの固定資産税が出るのか、そういったことも考えて、例えば住宅に対しても、ある程度ちょっと規制の枠、規制の枠というところとちょっと差別的な部分もございまして、非常に難しい部分があるかもしれませんが、多少なりとも条例によってそういったことをかんがみてもいいんじゃないかと、そういう意見もちらほら伺います。

ただし、それは、全国的に見た場合、非常にこのまちでそれを採用するには難しい部分も当然あるかなと思いますし、それと同時に、やはり差別的な問題になる可能性もございまして

で、一概に条例条例ということではつくることが不可能かなと思いますが、そういったことも見越した上でいい意味でのまちづくり、またこの経済、またこのまちの税収も考えた上でいい意味での条例、またまちづくり基本条例ですね。例えば条例の中にも、他の市町村をいろいろ見てみたら、自治基本条例、そして市民参加条例、市民参加条例というのは市政参加条例と考えてもよろしいかなと思う部分はございます。それからまちづくり条例、それから都市景観条例、それから土地利用条例、それからごみ環境条例ですね、こういったいろんな条例を考えておられます。このまちにおいて、今そういった条例で、この部分を何とかちょっと見直してみようとか、そういったお考えというのはあるでしょうか。その点についてちょっと伺いたいと思っております。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 今のまちづくり基本条例の関係でございますが、まちづくりの定義が、必ずしも明確でないわけですね。一般的に私らまちづくりと使っていますけど。これはいろんな本によりますと、まちづくりの中には二つの側面があるわけですね。ハード面といわゆるソフト面。先ほど申されました理念なんかですと、自治体によっては、いわゆる先ほど申しました自治基本条例とか、そういった名前をつけてみえるところもございます。ですから、一般的に言われていることでちょっとお話を申し上げますと、ハード面の条例となりますと、先ほどちょっとおっしゃられていましたような土地利用に関するものとか、それから建築物等の利用や用途や規模、デザインに関するもの、あるいは道路、公園、河川等の公共施設の配置やデザインに関するものを規制したり、一定のルールを定めようとする条例と言われております。今、一つのソフト面のものについては、先ほど言いましたような美しいまちをつくるといった理念を定める条例で、これは一般的な理念条例とか宣言条例と言われるものです。

議員の御趣旨、ちょっと十分はかりかねますけれども、先ほどのお話を推察しますと、ソフト面からの条例をというお考えのように感じましたので、この面から説明をさせていただきますと、市としては、今後制定すべきものと考えておりました、市民憲章ができましたら、そういった言葉、市民憲章に使われている言葉を条例の前文に置いて、それをより具体化する条例ということを考えられます。条例にするということは、要は市民協働をさらに具体化して、まちの考え方を条例という法的な効果で表現するものと思いますが、地方分権がさらに進みまして、税源や権限が市町村に移譲される。そしてまた市町村が国や県と対等な関係に変わっていくプロセスの中で、やはり市民、住民の役割が以前にも増してくるわけでございまして、当然市民参加の機会をつくっていくというのは、いわゆる市政運営の基本だというふうに考えております。そういったことから、条例を当然つくらなきゃならないということ、先ほど市長も申し上げてございましたように、市長のマニフェストの中にもまちづくり条例の制定が掲げられておりました、マニフェストの実行をするということからも、事務方の責務と考えております。

今後はそういった形で実施してまいりたいと思っておりますので、また議会の方からも御提言等をいただきながら条例をつくり上げたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、手法に関しては、やはり先ほど申されたような市民の声が反映される条例でなければなりませんので、市民憲章と同じようなスタイルをとりながら、条例もつくりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思ひます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7 番（棚橋敏明君） 今のは、部長の御答弁は本当にありがたいと思ひます。ちょうど私、この後に質問させていただこうかなと思ひていたのが、今部長のお話にもございました堀市長のマニフェスト、そのマニフェストからどのようにこれからまちづくり基本条例に置きかえていかれるのか、そういったところ、また堀市長の考えておられるまちづくり基本条例、ちょっとこの言葉に固執してしまいますと、余りにも厳しいかたい話になってしまうかもしれないが、まちづくりということにおいてでも結構でございますので、ちょっと御答弁願ひたいなと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 今、奥田企画部長の方からお答えをいろいろさせていただいたところでございます。基本条例の私の思いはどうかというところでございますが、先ほど棚橋議員からいろんな条例の例を上げられました。そういったことも踏まえて、いずれにしましても、どういうふうに考えておるかというのは、私は皆さんの意見を聞いてまとめ上げていきたいというのが考えでございます。多く広く意見を聞きながら基本条例を制定していきたいと、このように思っておるところでございます。

実は私、きのう来から一般質問を聞いております。私も過去 3 年間、議会議員としてそちら側から発言をさせていただいたところでございます。新人の議員さんにもおかれまして、本当に前向きないろんな御質問をいただいております。実は私、議員のときに、過去、草津の方へ行ったところでございます。その中におきまして、実は草津は、議員さんの方で条例をつくられた、この景観とかそういう関係でね。そして、それは桜であります。きのう堀議員の中にもありました。そういう議員さんの方でつられて、そうして市の一つの名所になるような、それをやる、これをやる。私、きのうからの議員さんの質問を聞いておまして、すばらしい方がたくさん出ていただきました。本当に今度、議会の方でもそういった御研究をいただいて、ぜひともそちら側からも御提案をいただきたく、逆にそんなことも思っております。どうかひとつ市民の皆さんの意見、また議員の皆さんからも、本当にみんなですばらしいそういう条例制定をして、将来に向けて進めていきたいなと、このように思っておるところでございます。

よろしくお願いをしたいと思います。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7 番（棚橋敏明君） どうも市長、ありがとうございました。

今、条例に対していろいろ伺っておりますと、いずれにしましても、市民憲章をまずここで策定し、また選定し、そして、その後今のいろんな方々の意見を伺った上で条例をつくっていかうじゃないかと、その中の一部のことにおいてはという御意見を賜りました。また、御回答を賜りました。それで、その条例について私の方からもう一つ、せっかくこれからそういった作業に入っていられるんでしたらお願いしたいなと思いますのが、まちのこれからの税収、収益、それと同時に歳入を終えてまた今度歳出、支出の方ですね。この中で私、ちょうどきょう清水議員さんもこちらの方で質問をなさっておられた環境の部分ですね。すごくお金がかかっておると。実際問題は10億弱ですけど、大きな支出になっていると。そういったことも何かこの基本条例をつくっていく中で、いい意味での分別とか、さらにこれをもっと安く回収ができるようにできないかとか、やっぱりそういったものを何か条例を利用してできないものかなと、そんなように思いますので、追加させていただきます。

それで、まずここで、市民憲章とまちづくり基本条例について、私なりにちょっとまとめさせていただきますと、先ほど伺いましたとおり、とにかく市民憲章、これは絶対このまちには必要なものだということでやっていただくと。それに続きましてまちづくり基本条例を策定していただくというふうで私は了解させていただきました。そのためにもまずすばらしい市民憲章をつくっていただきたいと思いますし、その市民憲章がただ単なるソフトなもので、お金が安くてできたわではなしに、いつまでも使われるすばらしい市民憲章を何とかつくっていただきたいと思います。それがこのまちのモラルであり、このまちの、よそのまちから見た場合の物差しにもなると思いますので、ぜひともすばらしい市民憲章をつくっていただきたいと思います。

それでは、その次の質問に移らせていただきます。

主要地方道でございますね。このすぐ隣でございます北方・多度線、通称本巢縦貫道でございます。これが、まちづくり交通シミュレーションによるバリアフリー化、そして、北進1車線、南進3車線に変更となりました。伺うところによりますと、信号の点滅時間、これによってよりスムーズに車が通せるようにということで賜っております。ところが現実には、ただ、ここガソリンが値上がりしましてからこの渋滞やや少なくなったことも事実でございますが、ガソリンが値上がりする前まで各所で大渋滞、このシミュレーションが効いているのか効いていないのか、1ヵ所が渋滞し出すと次から次へと渋滞。あげくの果てには、南進が3車線あるものですから、北進の車が南進車線に入り込んで北進しようとする。そこからどこかへ抜けられ

る自分なりのバイパスの道を探すという状態。そのまた自分たちの探した抜け道が、旧県道、JR穂積駅の下のマンプです、通称マンプ、あの地下道、そしてその手前の八百次商店の交差点、あそこに集中すると。それで、あの道路が、皆様方どこまで御存じかわかりませんが、今や旧県道の時代とは大きく違いまして、御高齢の方々の生活道路になっております。乳母車を押している方、それから軽トラックに乗っておられる方。要するにかなり御高齢の方々がかなり多い。そこへ、つえをついておられる方も多々歩いておられます。一番危ないのが八百次商店さんの前の五差路になりますか。どこから車が飛び出てくるかわからない。それでもって、やや南側はちょっと広い。ところが、さらに南へ下るとうんと狭くなる。そのような旧態依然とした道路の状態です。そこへ、なぜこのような本巢縦貫道に対して交通の変更を行ったのか、まずこの部分を伺いたいと思いますが、そちらの担当の部長さん、よろしくお願いいたします。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 主要地方道、北方・多度線の慢性的交通渋滞の解消についてお答えさせていただきます。

今この状況になった経過をまず説明させていただきます。

現在に至った経過についてですが、御指摘の区間は市の中心地で、周辺にはJR穂積駅、瑞穂市役所穂積庁舎、瑞穂市総合センター、瑞穂市市民センター、穂積小学校、穂積中学校等があり、市民の皆さんが集まれる地域ということを認識しております。この地区のまちづくりを考えるために、平成18年度にJR穂積駅周辺まちづくり協議会を設置いたしまして、歩行者の交通安全対策や高齢者や障害者に配慮したバリアフリー対策、魅力あるまちづくりのための遊歩道のあり方について調査・研究をしまいたるところでございます。

その中で、主要地方道、北方・多度線を考えてみますと、両側に歩道があるとはいいますが、その幅員につきましては1.5メートルと、あわせて乗り入れのための歩道面には凹凸がある状況でもございます。

一方、車道を考えてみますと、片側2車線があると申しまして、中央車線側につきましては直進の車と右折の車、共用するような車線の利用がされております。そのため、右折を避けるように直進車両が右折車を避ける車線変更を繰り返すことがあり、危険であるとともに、それがまた交通渋滞を発生している状態でありました。

このような課題がある中で、シミュレーションを参考にしまして、県警交通規制課、北方警察署、岐阜土木事務所、瑞穂市で検討を進め、各交差点の信号サイクルを改善して、現在の形態にさせていただいた結果でございます。

以上、説明とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） ただいま調整監の方より、今までの経過は何이었습니다。ただ、先ほども申しましたとおり、旧県道においては非常に危険な状態になってしまっております。それと同時に、近隣の商店の方、かなり売り上げも減っていると聞いております。このままこの状態で続けていかれるのか、このことにつきまして解消方法を今現在考えておられるのか、そういった点を伺いたいと思いますが、担当の方、よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） それで、今説明させていただきました構造につきましては、北進1車線でございますが、交差点におきましては、完全に右折専用レーンを確保いたしました。あわせて南進を考えると、3車線あるうち1車線については、完全な右折車線を確保いたしました。そのような形態をもちまして、ことしの2月中旬から供用を始めたところでございますが、この供用後におきまして、道路管理者でございます岐阜土木事務所及び瑞穂市への苦情、質問等が数件ございました。

それに対応するべく3月11日、3月12日の両日、朝7時から8時にかけてでございますが、現地調査を実施、このときにはもちろん道路管理者でございます岐阜土木事務所、瑞穂市の職員も立ち会っております。この現地調査を実施いたしまして、状況を見させていただきましたが、従前と比べ、渋滞に関しましては短くなったように感じられました。しかしながら、限られた調査でございましたので、本年度、再度平日及び休日に交通量調査を実施いたしまして、その調査結果の内容を検証評価する予定をしております。それで、これからも県警交通規制課、北方警察署、岐阜土木事務所、瑞穂市等関係機関が一体となりまして連絡を密にし、少しでも渋滞の解消につながるようなことはないのかということを考えてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 再度また調査をしていただくということでございますが、そのときにもう一度、ちょっと場所は違いますが、旧県道の方にどのように流れているかということも調べていただきたいのと、それから地元にお住まいの方々、特に御商売をやっておられる方々にもちょっと聞き取り調査をしていただきたいと思います。特に北進の方が東側におうちがある場合、または東側にお店がある場合、どうしても3車線乗り越えての右折というのは非常に厳しゅうございます。そういったことも踏まえ、また、ガソリンがさらに値上がりした今月、多少車は全体的には少なくなっていることは賜っております。ちょっと少なくなるだけで、そのシミュレーションとはぴったりと合ってくる信号の調節も可能になっているような感じは受けます。ですから、今の姿が、またこれガソリンの値段が、高いなら高いなりになれてきた

場合、また皆様の車で乗り出す機会はさらにふえると思います。特にこの道に関しましては、込み出した場合が、一番北側がJRのガードの北側交差点を一番先頭にしまして、一番南側は朝日大学のすぐ北側の穂積平野交差点までいっぱいになります。今までここまでいっぱいになるのは、朝日大学で模擬試験会場に使われたときぐらいです。それが慢性的にこのようになるということは、シミュレーションの基本が何かおかしいんじゃないかなと思います。ですから、そういったことも踏まえた上で、今現在は多少ガソリンの値段の関係で少ないんじゃないかということもちょっと値踏みしていただきまして、その上で考えるというか、もう一度御調査をお願いしたいなと思います。何分にも高齢者の命がかかっております。簡単に考えずに、その渋滞を避けた車がどのような行動をしているか、そこら辺まで北方警察署の方、また公安委員会の方々にもお申し出をいただきまして、この地域の住民の、それぞれ安心・安全を何とか守ってくださいます。どうかよろしくをお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 今のは要望ですか。

7番（棚橋敏明君） 要望でございますが。

議長（小川勝範君） 答弁はいいですね。

7番（棚橋敏明君） じゃあ答弁も、今後のどのように進めていただくかということにおいて、答弁を一つだけお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 水野調整監。

調整監（水野幸雄君） 今議員の方から御指摘がございました旧県道の状況、及び地元住民の方々からの意見の聴取というようなことを参考にさせていただきまして、今後実施する調査に合わせて検討してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） どうもありがとうございました。そのようなことで、本日御質問させていただきました、ソフト面が多かったんですが、ソフトだと思わずに、ハードだと思っていただきまして、十分精査していただいて進めていっていただきたいなと思います。市民憲章、そしてそれに伴いますまちづくり基本条例、あくまでもまちをよくするため、そして皆様方の市民一人ひとりの郷土愛、またこの瑞穂を愛する心、これを育てるためのものだと思って策定していただきたい。そして、本巣縦貫道につきましては、御高齢の方々が2次的要因によって非常に御苦勞をなさっておられるということを常々考えていただきたいなと思っております。そんなことでぜひとも早期なる解決、何とかよろしくをお願いしたいなと思います。

それでは、私、スピーディーに質問をやらなきゃいけないということで、最初に私、意見を出しまして、また議長さんもこれからの議事運営はスピーディーにやっつけようということで

御同意いただきましたので、私、本当にきょうはすばらしい皆様方の御回答もいただきましたので、これにて質問を閉じさせていただきます。どうも皆様、ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。午後は1時から開会をいたします。傍聴の方も1時からでございますので、ぜひ傍聴いただきたいと思います。

休憩 午前11時22分

再開 午後1時04分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

4番 西岡一成君の発言を許します。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、国民健康保険税の減免規定について、街路灯及び防犯灯の設置及び管理に関する取扱要綱について、名古屋紡績跡地の土地所有をめぐる協議について、後期高齢者医療制度について、以上4点について質問を行いたいと思います。

以下、質問席にて順次質問をさせていただきます。

まず、国民健康保険税の減免規定について、一つ目は生活苦の方に対する国保税の免除規定を設けてはどうでしょうか。二つ目は、現行の減免規定のままとした場合でも、生活苦の方に対しては保険者証を取り上げるのはいかがなものかというふうに思いますので、結論的にこれが私の質問であります。

では、なぜそういうことを質問するかという事情につきまして、まずお話をさせていただきますと思います。少し長くなりますけれども、お聞きいただきたいと思います。

選挙の投開票が終わった翌日ですが、早速住民相談が入りました。市内のアパートに40歳の息子さんと2人で住んでおられる69歳の女性Fさんでした。息子さんは中学校のときから不登校になり、40歳になった今でも、他人が来ると押し入れの中に閉じこもって、1時間でも2時間でも出てこない状態だということでもあります。収入は、遺族年金の5万円だけしかありません。といいますのは、Fさんは21年間国民年金をかけたわけですがけれども、25年間かけることができなかった。そのため無年金ということでもございました。ですから、家賃の3万7,000円を払うと1万3,000円しか残りません。これでは生活ができるはずもありません。家賃も2ヵ月に1回しか払えず、とうとう10ヵ月分滞納することとなり、大家さんからも出ていってくれと言われていたという状況でございます。

Fさんの娘さんは市内に住んでおられるわけですがけれども、高校生2人ございます。1人は私立高校、1人は公立高校、それに3歳の幼児と、合わせて3人の子供さんを抱えており、娘さんの生活自体が大変で、とてもお金の援助をしてもらえないような状況ではないということでもあります。そんな中でも、おかずなどを御主人の目を盗みながら持ってきてくれているそうでもあります。そのおかげで何とか生きておられるというのがFさんのお言葉でもございました。

また、ガスはとめられておりますので、卓上コンロでしのいでいるそうですけれども、ふろには入れません。ですから、息子さんは震えながら水をかぶっているということでございました。電気もとめられる、そういう状態であります。

4年ほど前から生活保護を受けておられたようですけれども、御主人が亡くなられたのに伴い200万円ほどお金が入ったそうです。しかし、収入があったということで、2年ほど前に生活保護は打ち切られてしまったということでございます。しかし、親戚から借りていた200万円を返済したら何も手元には残らず、現実には生活ができなくなってしまったわけであります。そういう中で、結局Fさんは年金融資で50万円借り入れ、2ヵ月に1回6万8,000円の返済をしながら、そして、その返済をするためにさらにサラ金にも手を出してしまうという状況に陥っているわけでございます。37万円借り入れ、毎月2万ずつ返済をしてきたということであります。

こういうFさんの実態を聞く中で、私にできることがあれば、何とか生活の自立のために、全力を挙げて援助をしていかなければならないと思ひまして、インターネットで職安の求人を探しては、メンテナンスや病院の賄い、こういう仕事を紹介したり、さらには一緒に田神の職安に行って仕事を探しているという状況でございます。しかしながら、なかなか本人は、自転車にも乗れませんので、仕事を探すといひましても瑞穂市内に限定したり、ちょっと足を伸ばしてみても北方町、それも歩いていくわけですから大変時間がかかるわけであります。ですから、こういう状況の中ではなかなか仕事も見つからないというふうに、先も見えるわけです。そういう中では、最終的には、こんなに精いっぱい努力しても仕事が見つからないんだからということで、生活保護の申請をやはりしていかなければいけないだろうというふうには思っているところであります。さらに、サラ金につきましては、今、取引明細書の開示請求をして、引き直し計算をした後、特定調停にかけると、そういうことで対応をするつもりであります。

そこで、さらに私が何とかしなければならぬというふうに思ったのは、息子さんのことであります。中学校から40歳の今日まで家の中に閉じこもったままですけれども、今後もずっと狭い家の中で日を送らせるということは絶対やめさせなければならぬと思っております。外の自由な空気を胸いっぱい吸ってもらって、健康な心と体で自立した生活を送れるようになっていただきたいと思っているところでございます。そのためにも、何とかこの息子さんを医者にかからせてあげたい。しかし、国民健康保険税を滞納して保険証がないということでありますので、実際には医者にかかっていない状況でございます。さらにこの状況は、Fさん自身も右足に湿疹が広がっているわけですけれども、医者にはかかっておりません。かゆくてかきますので、なかなか治らないわけであります。保険証を交付してもらって息子さんが医者にかかり、その結果、心の病ということにもし診察がしていただけるようなことになれば、症状によっては障害年金、障害年金は約6万5,000円ぐらいだと思ふんですけれども、受給できる可

能性が開かれるかもしれないわけであります。そうなれば、医者にもかかれるようになるでしょうし、生活の方も、ぎりぎりですけれども何とかやれるかもしれません。ただ、今の状況では、医者代を払うと、ほかのところにしわ寄せが来ることになります。家賃の問題とか、御飯を一つ食べるのが食べられなくなるとか、何らかの格好でしわ寄せが来ます。ですから、周りの人たちの協力がなければなかなか今の状態からはい上がって自立をしていくということが大変困難なものがあるわけであります。

さて、そこで一番最初の質問に戻らせていただきたいと思うわけであります。

こういうFさんのような方、実態を今申し上げました。こういう方には国保税を免除して、保険証を交付してあげる。そして、そのためには現在の減免規定に生活苦の方の条項を追加していただきたい。あるいは、現行規定の中で免除規定がいろいろあるわけですけれども、国民健康保険税の第25条に減免の規定がございます。ですから、この条項の中では、果たして当てはまる場所はないのかどうなのか、全く。今申し上げたように、新しく追加しなければ、今のFさんのような方は実質的に医者にかかれない、そういうことではないのか。そういうふうに思いますので、ひとつ今の質問に執行部の方からお答えをいただきまして、それに対してまた質問をさせていただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） 今、西岡議員さんから、生活苦の方に国民健康保険税の免除規定を設けたらどうかというようなことでの御質問でございます。

先ほど西岡議員さんも言われましたとおり、本年の3月議会のときに、私ども減免規定を、なかったものを新たに加えました。それが国民健康保険税条例の第25条と、今西岡議員さんが言われたところでございますが、その中には、まず1点目としまして、災害による著しい損害を受けた場合、2点目としましては死亡、長期入院による収入が著しく減少した場合、3番目としまして、事業の休止、廃止、失業等による収入が著しく減少した場合、4番目としまして、災害によって収入が著しく減少した場合、あと最後に5点目としまして、拘禁された場合というようなことで、今の生活苦の方に対するという部分について該当する部分はないのではないかとこのように思っておりますし、本来の国民健康保険税、今の西岡議員さんが言われた状態、個人的にはよくわかりますが、本来の部分からいけば、やっぱり設けるべくところがどのかなというふうには若干私は思っております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今、部長が答弁をされましたように、国民健康保険税の減免規定が新たにつけ加えられたという点については前進だと思うんですね。これも小寺議員が一生懸命質問をしていただいた、そういう努力もあったかと思っておりますけれども、ただ問題は、今お認めにな

ったように、Fさんのような、つまり生活がえらいという、一般論ではありませんけど、生活がえらいということだけの規定がこの中に入らないんですね。水害だとか、倒産だとか、前年に比べてことしの収入が下がったとか、死んじゃったとかとあるんだけど、生活がえらいというやつがすぽっと抜けちゃっておるんですよ、その規定が。そうすると、本来であれば、この条文なんかは、どんな場合でもそうですけれども、それ以外でそれに相当する事由があるときというような格好で入れ込んで、具体的事例に対応できるようにするもんだと思うんですね、こういう条文というものは。そうでないと、まるきり今事例が漏れてしまっておるんです。引っかからないと、どの網にも。そして、寒いときに水をかぶってやっているわけですね。こんなことは人間的なことじゃないですよ、とてもじゃないけれど。こんな状態を続けさせたらいけないんですよ。

いわゆる自治体というものは、住民の生活を守る、それを最低限保障する、そういう立場にある行政が、それを、今まで生活保護をやっていたわけですから、窓口はその実態を、僕がつかむ以上にもっとつかんでおると思うんですね。そういう意味からしまして、国民健康保険法の施行令で第1条を見ますと、要するに特別の事情の規定がありますよね。そういう特別の事情がある場合は云々という規定が第1条の第1項で1号から5号まであるんですけども、やはり今私が申し上げましたように、この5号には、前各号に類する事由があったことということでそれが入っておるんですね。それを受けて、例えばそれを頭にしっかり入れた上で、瑞穂市国民健康保険被保険者資格証明書交付に関する要綱というのを見てみる。それは第4条でどういうふうに書いているかということ、世帯主が災害その他の政令で定める特別の事由がなく、故意に長期間にわたり保険税を滞納し云々ということですから、特別の事情があれば、要するにこの資格証明書の交付をしなくても、判断でできるという逆の解釈が成り立つと思うんです。ですから、逆に、今のこの特別の事情というところの施行令の第1条第5号にあるような条文を、国民健康保険税の第25条に追加すれば、今の人たちはフォローできるんです。その点はどうですか。

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） 今の西岡議員さんが言われるところで、確かに第1条で特別の事情というのは確かにございます。そのとおりでございます。ただ、私ども、一つの例といたしますが、ちょっと違いますが、本来、国民健康保険会計は特別会計で成り立っております。今、市内でいきますと、世帯で約7,500世帯、その中に加入してみえる被保険者の方、それが約1万5,000人ほどお見えになります。本来、国民健康保険の制度というのは、その方たちがお互いに拠出といたしますが、税としていただくわけですが、そのお金によって運営が成り立っていく互助の関係ですね、そういう形を持っております。したがって、その辺のところ、特別の事由というのが私ども欠落といたしますが、入れていないというのは、やっぱりみんなお互いに

お互いを助け合いましょうというようところがこの制度の中にもあるのではないかなというふうに思っています。

もう1点、主に子ども、各近隣の市町を参考にさせていただきました。近隣の市町の中でも、その他特別の事由というのを設けてみえる市町もありますし、ない市町もあります。1点は、例えばの話になりますが、今、国民健康保険で子どもの市がその他特別の事由ということでこのまま事由によって仮におられたとします。本人さんが75歳になりますと、今の制度でいきますと後期高齢の方へ移行されます。後期高齢の方へ移行されますと、今度は、後期高齢ではその事由は減免規定の中に入っておりません。したがって、今度その段階では外れてしまうわけですね。そうしますと、時系列的といいますか、今の西岡議員さん、今がというお話になるかと思いますが、子どもは将来の部分も考えますれば、やはり同じように相合わせていくのがベターではないかというふうで、この3月の議会に上程させてもらっている次第でございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 考え方がやっぱり違うと思います。基本的には、我々はやはり日本国憲法の第25条を踏まえて、それぞれ国家、さらには自治体が、国民、住民のために政治を行っておると思うんですね。逆に、今の問題と後の問題、時系列で整合性がなければいけない。そんな形式論じゃないと思う。今も将来も健康で生きていく、その状態をどう保障するのか、それがやはり我々の仕事ではないのかということなんですね。今の後期高齢者のような問題でも、どんどんどんどんそういうふうになってしまったらどういう方向かということ、別の保険をつくって、医療費も2兆円ぐらい浮かせる、最初にもうその計画があって、それでおまえらはおまえらだけでやれ、やれなんたら知らんぞと、こういう考えでしょう。だから、現代のうば捨て山と言われるわけですよ。その力がないのにおまえらだけでやれと。できなんたらそれはおまえらの責任だと。これが国家のやることかと、自治体のやることかということをお願いしたいんですね。

ですから、そういう立場に立てば、逆に何も新たに1項をつけ加える問題がほかに5号あるわけですから、ほかに何号もあるわけですから、今の制度の中で新たに減免規定をつくったわけでしょう。だったら考え方は一緒なわけですよ。ただ、それでふるいから落ちる人をそれでフォロー、それだけでできるんじゃないですか。みんなで支え合うという前提でほかの1号から5号までつくっておるんでしょう。だったら6号を入れたって何も問題はないです。そんな人が何十万もいるわけじゃないです。

ですから、私はその考え方において、やっぱり余りにも役所仕事というか、形式に過ぎる。人間が一生懸命生きていく、それを支える、その根本の仕事の部分を行政がやっているんだ

と。単なる窓口で事務的な仕事をしているんじゃない。人間の生命活動自体を支えている、援助しているんだと、こういう構えということが私は一番大事だというふうに思いますので、そういう規定を、もう一回聞きますけれども、入れるお考えはあるのかなのか、それをちょっとお聞きしておきたい。

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） 今の生活苦という部分でございますね。それが今の西岡議員さんが言われた方、例えばそういう方もあろうかと思えます。ところがもう少しお金の余裕がある方も見えるかと思う。ただし、その方の家族、状態や何かによって生活が苦しいという方も見えるかと思えます。したがって、そこら辺の生活苦といいますか、特別の事由、そこら辺のところをどういうふうに見きわめていくのかというところが非常に難しいところが出てくるのかなという事は思います。ただ、これにつきましては、今、ほかの市町の方、つくってみるところもありまして、果たしてそれをどういうふうな形でやってみえるか、あるいはそれに対象になられた方たちが見えるのかどうか、その辺のところは一遍またこれから検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） このFさんのように生活苦の方は、母子家庭の方の中にも、そのほかの人の中にも、一生懸命働いてもやっぱりきょうの生活をするのがえらいという方はおられると思えますね。ですから、こういう人たちが、本当に子供も大きくなって、成長して、お母さんをまた支えて、一緒に幸せに生きていける、そういう可能性を持っておるんです。その可能性を我々個人で対応するというのはえらいんです、はっきり言って。借金の問題も、仕事を探すことも一生懸命やっていますよ。一生懸命やっていますけれども、この人1人じゃないんです、私たちの住民相談というのは、本当に行くところがなくて来られる人たちと一緒に頑張っていらっしゃるわけですから。ぜひ執行部もそこら辺のことをよく考えて対応をしていただきたいというふうに思っております。死んでしまいたいぐらいだと、こう言われたときに、僕らがどう責任をとるのかと言われてるわけです。だから一生懸命やっているんです。そのことを心からお願いをしておきたいと思えます。

次に移ります。

街路灯及び防犯灯の設置及び管理に関する取扱要綱についてであります。

昨日の一般質問で、公明党の若井議員が同様の質問をされましたけれども、私は昨年12月の議会、市長のマニフェストでは、岐阜県一明るいまちづくりとして、生活道路も、通学路もナトリウム灯で公設公営として整備するとある。しかし、要綱案では、目的により防犯灯と街路灯を区分けし、防犯灯の維持管理は自治会の負担と規定している。マニフェストに沿った要

綱をつくるべきではないか、こういう質問をさせていただきました。これに対して市長は、マニフェストで公設公営での整備を掲げており、マニフェストに合わせた要綱として作成する、こういう答弁をされております。

そこでお聞きをしますけれども、では、その要綱は作成をされたのかどうか、ひとつお答えください。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 西岡議員さんの街路灯及び防犯灯の設置及び管理に関する取扱要綱について御答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、安全・安心なまちづくりのためにも必要なものと認識しておりますが、瑞穂市街路灯及び防犯灯の設置及び管理に関する取扱要綱を昨年12月に策定させていただき、児童・生徒の通学路に街路灯を設置する計画をしています。マニフェストにあります防犯灯の公設公営での整備にはいまだ至っておりませんが、通学路を主体とした街路灯の整備により、安全・安心のまちづくりの推進につながっていくものと確信しております。また、マニフェストの履行に向けて、今後とも議員の皆様と協議を進めていく所存でございますので、御理解、御協力をお願いするものでございますので、よろしく申し上げます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 一般論ではなくて、具体的にこのマニフェストの中では14番として2年間で完了、2年以内というふうに書いて、具体的に市長もその方向でやってきたわけでありまして、昨年の9月議会でしたかね、議会の方の決議がありまして、それを踏まえてこの取扱要綱というものができ上がったと、そういう経緯だというふうに理解をいたしております。けれども、このマニフェストで2年以内というふうに書いておる以上は、もう1年たっちゃったんですね。今はもう6月。ですから、7、8と指折り数えれば、もうあと10ヵ月ぐらいしかないんです。ということはどういうことかということ、やはりこれのマニフェストを実現するための具体的なスケジュール、日程というもの、あるいはめどというもの、これを今の段階で明らかにできないということはやっぱり問題だと。めどは立っていますか。具体的な時期、スケジュールをちょっと聞かせてください。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） きのうの若井議員さんのときにも御答弁させていただきましたが、現在、防犯灯につきましては、自治会から申請のあったものはすべて100%設置をさせていただいております。ただし、電気料につきましては自治会負担ということでございますが、現時点で、各自治会ごとに防犯灯についての認識が多少温度差があると。ある自治会については十分である、私どもが見た限り、もう少しあった方がいいという思いがある自治会もあるん

ですが、自治会長さんにお話ししますと、今のままで十分であるというような自治会もござい
ますので、その自治会のバランス等を考えながら公設公営の時期を見きわめていきたいと。た
だ、西岡議員さんの、時期がいつであるかということにつきましては、その辺を見きわめなが
らということで、何年から実施したいということのめどは今のところ決めておりません。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） 時期を見きわめながらということが問題だと思うんですよ、やはり。選
挙のときのマニフェストというのは、まさに単なる政策じゃないです。本当にもう誓約、
「誓」という字は神様と約束するような、それほど厳しい中身です。それを訴えて、それが支
持されて当選をされた。だから、市長のまずやるべきことは、そのマニフェストをマニフェ
ストどおりに実行することだと。それを執行部の各担当部局は具体化する、その仕事をやらな
きゃいけないわけです。通学路にしても私は大変問題があると思うのは、この要綱をつくる
ときにも議論しましたけれども、要綱そのものにも問題があるんですよ。具体的にちょっと言
っておきますと、例えば要綱の第 2 条に街路灯と防犯灯の定義がありますね。街路灯は、主に夜
間における交通安全を図る目的を持って設置するもの。防犯灯は、主に夜間における犯罪等
を防止する目的を持って設置し、街路灯以外のもので云々とありますよね。今、松尾部長の
答弁にもありましたけれども、要するに通学路、街路灯という格好になっちゃうんですけれど
も、だから、前に議論したときにも、夜通るときに電気がついている、通学路で、子供たち
が。それは実質的にどう思うか。これはやはり防犯灯でもありますよ。防犯ですよ、これ。
道路を交通するという点でいえば、いわゆる交通安全にもなりますけど、さらに同じ電灯が
防犯の役割をするわけですよ。つまり、一つの電灯が二つの目的を持っているんですよ、
実際問題は。それをあえて街路灯、防犯灯と二つに分けた。そして、防犯灯についての
維持費は自治会が、街路灯については市が負担をするというようなことでやるというこ
とが、果たして話の筋道が通っているのかどうか。頭の中で混線していないのか。非
常にわかりづらいと思うんです。ですから、今要綱の話が出たからちょっと思いつき
ましたので、そういう点どうですか。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 西岡議員さんの御指摘のところは一理あるかと思
います。本当に、いわゆる防犯灯、街路灯も両方の目的を持っておるとい
うのはある程度理解できますが、いわゆる防犯灯の今までの設置の経緯も
ございまして、その辺の維持管理主体を明確にしながら、この設置要綱
で区分けをさせていただいたと。街路灯につきましては、主に主要幹線
の通学路及び集落内、集落と集落をつなぐものを公設公営で、自治会
から申請があって、地域内の防犯、いわゆるそれも安心・安全な自治
会の中ということでの維持管理の主体を重きにしなが
ら区分をさせていただいたというようなことで御理解を賜りたいと思
います。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） どういう経緯があっても、そういう経緯を踏まえつつも、市長が新たなマニフェストを提案して、それを支持されて当選をした。そしてその中身は、実際問題ナトリウム灯で、日本一の明るいまちをつくっていきんだと。それはもう公設公営なんだということになれば、当然、今のようなこの要綱にもありますけれども、片一方が維持管理を市がやる、片一方は自治会でやってもらうとか、そういうこと自体を改めて見直すという作業をやらなきゃいけないんですよ、マニフェストに立てば。今までの経緯から立って、マニフェストはちょっと置いておくという話じゃないんですね。あくまでもマニフェストを踏まえて今までの経緯を尊重しつつも、どういうふうにそれを見直していくか、こういう作業だったわけです。逆になっちゃいけないんですね。それが私は逆になっておると思う。

だから、要綱の問題でも、街路灯の設置場所の規定はありますよね。街路灯の設置場所は、地域をつなぐ主要な通学路で、通常の安全確保のために必要な場所、以下 2 項、3 項とあります。しかし、この中に今度は逆に防犯灯の設置場所はないでしょう。これだって整合性がないですよ。どこにつけてもいいわけじゃないんですよ、要綱ですから。だから、これも中身をちょっと分析していくと、やっぱり論理的におかしいですよ。要綱自体も本当に、せっかくなつくっていただいたんだけど、中身をもっと精査をしていかなければならないものというふうになっております。

いずれにいたしましても、経緯があるから時期を見きわめてというふうなことは、結果として市長のマニフェストを棚上げしていく、そういう部分があるというふうには言わざるを得ないと思います。そして、先ほど私が質問したように、市長はそういう要綱につくりかえていく、こう言ったわけですから、だから要綱ができたんですかということを最初に質問をしたわけですよ、結局はね。それはあくまでもマニフェストが優先されるという前提ですべて話をしているから。だから、もうあと時間もありませんので、部長の答弁も結構ですから、市長の、今の松尾部長の答弁を受けてどういうふうには考えられているのか、やっぱり私の言っていることが間違っているのか、それをちょっと答弁してください。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 西岡議員からいただいております防犯灯、街路灯の設置の件に関しまして、私の方からお答えをさせていただきます。

私がこの街路灯、防犯灯の公設公営を掲げましたのは、私、このまちだけが突出したことをやるうということではございません。私は、隣接する、特に今広域連合でやっております旧本巢郡、ここらはどのようになっているか、これも調べました。北方も本巢市も公設公営でございます。また、すぐ隣の山梨市も公設公営でございます。また、安八も公設、ま

さに隣接するところが公設公営でやっております。ですから、私どもの瑞穂市、市としましては一番面積も小さいところでございます。一番効率的にできますし、よそでは比較にならないような人口密度も高いわけでございます。ですから、やはり市民の安全・安心のためにも、ぜひともこれを公設公営で行いたい、こういう点で掲げさせていただいたところでございます。

そんな中におきまして、私はいち早くこれをすぐにでもやりたいところでございます。やはり議会におきまして、一部の方から強いいろんなこともございまして、私としてもいろいろちゅうちょをいたしておったところでございます。議会の皆さんが全員がということではありません。大方の方はやはりするべきだなと決めておられます。でありますので、私は2年以内ということをおっしゃいますが、今年度中にはこれが公設公営になるように持っていきたいと思っております。

そこで、現在、瑞穂市内にどれだけの防犯灯、街路灯があるかということをおっしゃって上げておきたいと思っております。

現在の自治会管理の防犯灯は約2,600基でございます。市管理の防犯灯としまして、約90基でございます。そこで街路灯でございますが、これが268基、約270基でございます。合わせまして、市内に街路・防犯灯を含めまして約3,000基でございます。電気代は、大体1基年間3,000円としまして、年間、現在の状況でありますと1,000万円でございます。本当に金額にしましたら、総予算の中におきますと、割合でいきましたら、365日、これは毎日一日も欠かすことなく市民が安全・安心で暮らせるまちづくりに、きのうも質問がございました、そういうことも考えますと、私どもはこれに取り組んでまいりたいと思っております。灯数をもっとふやして、本当の意味での岐阜県一明るいまちづくりに取り組んでまいりたいと、このように思っております。設置要綱等につきましても修正をかけてまいりたいと、このように思っておりますので、議会の皆さんの格別の御理解を賜りますようお願いを申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） ただいまの市長の答弁では、ことしじゅうに解決できるように持っていきたいということでございます。ですから、先ほど松尾部長にも申し上げましたけれども、この要綱がある限りだめなんですね。要綱がある限り、これは自治会の負担の部分もあるし、これを見れば第5条にも、蛍光灯は20ワット、ナトリウム灯は40ワット、水銀灯は40ワットから100ワット以下と、三つ並べておるんですね。マニフェストではナトリウム灯と、こう書いてあるんですね。それで日本一の明るいまちというふうに言っています。ですから、その整合性を図らなきゃいけないと。やっぱり住民の皆さん方はこういうものを見て1票を入れられた方もたくさんお見えになるわけでありまして。

結論的に申し上げておけば、先ほども申し上げましたけれども、マニフェストとして住民に対して約束をした、いわば政権公約であります。ですから、それで当選をしたわけですから、予算化をして堂々と実行すればいいんです。何をばかせるものがあるのかということなんですね。議会がそれを否決した場合は、肅々と解散をして住民に信を問えばいいわけですね。その前に修正案が出て、修正案が可決するという場合もいろいろありますけれども、それはやっぱり毅然とした信念を持った市長の提案と、議会のその構えの、どっちがやっぱり気構えがあるかということだと思っんですよ。それを何かうまくやろうだとか、ちょこちょこやろうだとかいうようなことを何も心配することはありません。マニフェストをとにかく支持して当選されたんですから。それでだめだったら選挙で落としてもらえばいいんです。その次に堀孝正を落としたいんです。だから、僕はそういう問題だと思います。

特にまたこういう問題のある要綱が、今はもうインターネットでだれでも例規集を見られるようになっているわけですから。そうすると、これをずうっと読んで、文章、そのの条文と条文との整合性とかずうっと見てきたときに、その人の頭がぎくしゃくしてくるようなことでは、やっぱり恥の上塗りなんです。ですからこれはそういう意味で、市長の先ほど言われた、ことしじゅうに解決に持っていきたいということをもっと前倒ししながら準備を始めて、自信を持ってやっていただきたい、こういうことを申し上げておきたいと思っんです。

あと16分ですので、3点目の名古屋紡績の跡地の土地所有をめぐる協議について質問させていただきます。

これも昨年12月議会で取り上げました問題でございますけれども、これは簡潔に申し上げますと、名古屋紡績跡地には共有名義となっている他の地権者の土地が、名古屋紡績を誘致した当時、提供する土地を取りまとめたのは旧穂積町。瑞穂市にはその責任がある。名古屋紡績に対して、共有名義の土地を勝手に貸すなどの行為をやめるよう申し入れるべきではないかと、少なくとも市、地権者、名古屋紡績の3者で、解決に向けた協議の場を設けるべきじゃないかと、こういうふうに質問をしております。それに対して市長は、この問題を解決するため、市、地権者、名古屋紡績の3者で協議する場を設けたいというふうに答弁をされているわけあります。ですから、その確認ですね。そういう協議はその後どういうふうに行われておるのかということを確認させていただきたいということでもあります。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） ただいまの議員の御指摘のありました名古屋紡績跡地の土地処理については、関係地権者と協議を行い、処理に向けて事務を行っているところでございます。いずれにしましても、瑞穂市が責任を持って処理を行う必要がありますので、関係機関と調整しながら、早期に解決に向け、鋭意努力してまいりますので、御理解を賜りますようお願いしまして、答弁とかえさせていただきます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） では、この跡地の問題について、昨日、民主党の松野藤四郎議員の質問の中で、イオンモールが進出を考えている、こういう話がございました。これに対して松尾部長は、企業サイドで問題点の解決について検討している、事務作業を続けている、高架の取り付け道路も検討中である、こういう答弁をされたわけです。そこでお尋ねをいたしますけれども、イオンモールの進出につきましては、市に正式な話はあったのでしょうか。もしあったのであれば、いつ、だれが来たのか、また、市からはだれが対応したのか、これについて明らかにしていただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 従来はダイヤモンドシティでしたが、合併になりましてイオンモールということですが、その前の開発計画の継続性ということで、開発の意欲は今持っております。ただ、どういう規模でやるかということについてまでの詳細は、まだこれからの段階でございますので、開発の意欲はあるということで御理解を賜りたいと思います。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） 開発の意欲はあるということよりも、先ほど申し上げましたように、企業サイドで問題の解決について検討をしている。事務作業も行っているということでもありますから、今、部長が申された、開発の意欲は持っているというような段階ではないというふうに思うわけがあります。ですから、そこら辺の内容ですね。今、開発の意欲は持っているということは、接触をしたということできゃ、そういうことを本会議場の場で言えるわけないですから、だから最初の質問ですよ。接触をしたのであれば、名古屋紡績から、あるいはイオンモールか知らないけれども、だれが来たのか、それでどういう話をしたか、こちらはだれが対応したか、そのことについて答弁してください。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 合併になりまして、人事異動等で職員の配置が変わりましたので、最初はあいさつ、この辺は西日本の開発グループということでございましたので、担当者 2 名と、私の方は私を含めまして 3 人、一応あいさつを受けながら、継続で開発をしたいというお話は承りました。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4 番（西岡一成君） きのうの答弁を踏まえながら質問させていただきますけれども、これ取り付け道路、高架の取り付け云々という話が出ていますので、取り付け道路で市道にかかるよ

うな部分は、今話が出ているんですか出ていないんですか。市道にかかる部分はあるのかないのか。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 国道21号線のアクセスの関係で、岐阜土木事務所と、前回の市道認定のときの状況の許可申請書は中部地整の方に上がっておりまして、許可がおりてきた段階でとまっております。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 昨日の松野藤四郎議員に対して、市の活性化の一翼になると、協力できるものは協力していくと、こういう答弁をされておりますけれども、協力できるものとは、一体、具体的にどういうことですか。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 都市計画区域の準工業地域内ということですので、開発計画は要りませんが、それぞれの例えば道路の関係とか、いろんな諸条件ですね、そういうところで市に相談がありましたら、法的に整合性ができれば協力していくという意味でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 協力をしていくということは、イオンモールの進出を肯定した上でさまざまな事務について協力をしていくと、こういうことになるんですよ。ということは、部長はいいですけども、市長は今そういう答弁をしましたから、イオンモールの進出については認めて、そして事務を協力していく、こういう答弁をされた。それでいいですか。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えさせていただきますが、部長の方から答えましたように、この件におきましては、過去からそれぞれの問題も含めた経緯もございます。本当に協力できる可能性のあるものなら協力をしていきたい。そのところで、もちろん議会等に相談をかけますが、私はまだその具体的な動きも何も聞いておりません。協力できて、これが市民も納得できる、そういうものでありましたら私は協力していきたい、このように思っております。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） ちょっとあまりよくわかりません。協力できるような状況になったら私も協力していく。協力できるような状況になるというのは一体どういう状況のことを言うのか。しかもその前提は、先ほど松尾部長が、イオンモールの進出を前提にして、そしてそれに伴う

さまざまな一部について協力できることはしていくとっておるんです。梓はもうはめておるんですね。ですから、それでいいんですかということ聞いた。

まず、きのうの松尾部長は、市の活性化の一翼になると信じて疑わないと思いますけれども、私は、目先の流れにのみ目を向けた見方は大変危険であると、こういうふうに思っております。昨日、松野藤四郎議員がこういうことを言っています。ずうっと繁栄すればいいけれども、途中でそうでなくなるかもしれないと。企業任せではいけない。将来の市民の福祉の向上、安全なまちづくりを考えるべきだ、こういうふうに言っていますね。私は全くそのとおりだと思うんです。本当に松野藤四郎議員は、まちの将来のことを考えた立場からきのう発言されたというふうに思っております。

岐阜大垣地区は、大型商業施設の日本一の激戦地、こう言われていますよね。これからはどういう時代に入るのでしょうか。大型店が小売店を今までつぶした後、今度は大型店同士の過当競争が始まる。今まさに始まっているんですね。つまり、大型店自体がつぶれていく時代に入っていくということなんです。どこがつぶれるかわからない。そういう時代に突入していくということなんです。そういう時代認識を持っているか持っていないか。これは中長期的に見ても、そんな不安定な競争に振り回されるようなまちづくりは、住民のためにはならないということなんです。お金の奴隷になるよりも、100年先の子孫のために、緑豊かな、ゆとり、安らぎ、潤いのあるまちを残すことが最大の財産ではないのでしょうか。

私は、名古屋紡績跡地へのいかなる企業の大型商業施設の進出に個人的に反対です。そういう名古屋紡績の跡地の開発はすべきではありません。市長はきのうの答弁で、所有権が完全に向こうに移ってしまっている、創業してから20年以内であれば、もうやめるんだったら返すけれども、もう50年にもなっているからそれはできない、そういう契約書はありますよ、これね、契約書はここに持っています。私もそのことをよく知っておるんですよ。けれども、その過程、固定資産税を3年間負けるとか、いろんな特典もあるわけですよ、ずうっとこの契約書の中にはね。そういう経緯で名古屋紡績も今まで仕事ができただけですから、やっぱり市に対して、市の将来に対しても、企業として社会的責任というものを持っていただかなきゃいけない。ただもうけるためだったら、もうわしの土地になってしまったら何をやってもいいと、そのような認識では、今の時代に合わないと思います。もっと社会的責任を持って、地域の住民と一緒に企業活動をする。まして、そういう土地取得の経過もあった。このことに思いをいたしていただかなければいけないというふうに思うんですね。

ですから私は、まず今の段階では、先ほど松尾部長が答弁したような、イオンの進出を前提にしてさまざまな事務を協力をするというような態度は、まず凍結をしていただきたい、はっきり言って。それはもっともっと住民の中でもこれから議論を起こし、将来にかかわる問題ですから、議会の中でも議論を行うべき問題だと。その企業が勝手にやるんだから、そんなこと

何も言わなくてもいいというような認識では、将来のまちづくりはできません。企業もそれだけの厳しさを持たなきゃいけないんですよ、その地域に工場なり何なりを持って展開しようとするんならば。ですから、そこら辺の基本的な構えのところで、市長に改めて、凍結ということまで言いましたけれども、そこにまず立ち戻って考えていただくと。それからやる。それでいろんな流れが出てきて、多くの人がそれでいいわというようなことになればそれはそれとして、そのときに判断をすればよいわけです。そのときに協力という言葉が初めて出てくるんです。今はまだ凍結、こういうことをひとつ答弁をお聞かせいただきたい。

議長（小川勝範君） 西岡議員、4点目の質問をどうされますか。

4番（西岡一成君） あとちょこっと、1分ぐらいで。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） この名古屋紡の跡地の問題におきましては、凍結という意見でありますけれども、いずれにしましても、ここは絶対に売らない土地、このことを言っております。貸してということを行っています。貸すのも並みの金額ではありません。そんな事情では、西岡議員からいただいたいろいろまちづくりの提案、私もそのとおりだと思うわけですが、市の権限が及ばないものですから、私どもとしては本当に苦慮をいたしておるところでございます。いずれにしましても、今後もこういう意見もあるということ企業にも伝えましてと思っておりますけれども、向こうからもまた何らかの話があるかと思っております。そのときには早速議会の皆さんにもお話を申し上げて、いろいろ協議をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） もう簡単に結論だけ。

後期高齢者医療ですけれども、これは先ほども本当に言いました。新聞でも、政府説明と逆。生活がえらい人ほど高額になっていることが多い。その結果どうなっているか。沖縄県議選で自公が過半数を割れた。で、山口市議選でも負けた。そういう……。

議長（小川勝範君） 西岡一成君、時間が来ました。

これで西岡一成君の一般質問は終わります。

議事の都合によりまして、10分間休憩をいたします。

休憩 午後2時05分

再開 午後2時18分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

8番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきますが、その前に、私このたび初当選させていただきました、議席番号8番 広瀬武雄でございます。本日の市議会定例会に新人でありながら質問の機会を得ましたことは、私にとりましてまことに光栄に存ずるところでございます。今後は瑞穂市民の幸せを願い、住みよいまちづくりのために皆様方と一緒に尽力していきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

さて、私の質問事項は、一つ、水路整備について、一つ、新地方公会計制度の対応について、一つ、ふるさと納税の対応について、一つ、滞納状況とそれらの対策についての4点でございます。本日の最後の質問でございますので、簡潔を念頭に置きまして、短時間でおさめさせていただきますと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、以下の質問につきましては、質問席に移りまして、順次とり行いたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、水路整備について御質問申し上げます。

市内には、農業用水、生活排水を兼ねた水路が相当数ございます。毎年、自治会による清掃活動が行われておりますことは既に皆様御存じのとおりでございますが、その節、必ず自治会の皆様方から、清掃の効率化、あるいは衛生面、管理面からの複断面化の整備要請が大変強いところがございます。しかしながら、なかなか解決されず、毎年同じ状況のまま清掃が行われておりますところがまだまだたくさんございます。今までそれらの水路を複断面化された実績と、特に新町、西畑、中原地区の今後の水路整備計画をお尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 広瀬議員さんの、水路整備についてお答えさせていただきます。

議員御指摘の、実績及び今後の方針につきましては、瑞穂市が誕生してからの施行延長は、全体で1万2,256メートル行っております。複断面化工事につきましては、既存の水路の中に、幅40センチ、高さ25センチの小水路をつくることにより清掃活動を容易にすることにより、勾配の調整を行いつつ平水時の流速を速めることによりましてヘドロの堆積等を防ぎ、悪臭等の軽減を図ることを目的として、平成10年度から実施しております。新町地区では200メートルほど、中原地区では635メートルを行っております。本年度は、市全体で2,690メートルの施工を計画しております。今後も地域からの要望、水路の状況などを見きわめながら、施工を実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） ただいま部長の御答弁の中に、地元からの要望、あるいは要請があるところから順次進めているやの御答弁がございましたが、突き詰めて考えてみますと、要請がな

いならばやらなくてよい、あるいはやろうとしないというような感じも受けざるを得ません。ときには要請した者勝ちというようなことにもなりかねないと感じるところでございます。公平公正の面からいきますと、疑問の感じを抱かざるを得ません。受け身の態勢ではなく前身の体制、すなわち受動的ではなく能動的な態勢と言った方が適切かも知れませんが、要請のあるところからの工事についても無視はできませんが、それなりの対応は必要かと思いますが、住環境整備という観点に立ち、市独自に計画し、整備されていかれる箇所を今まで以上にふやし、早く整備していくということについての考えはどの程度あるかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。また、あわせて、この項目等について、本年度どの程度予算化されているかも、おわかりになればお答えいただきたいと存じます。以上です。

議長（小川勝範君） 松尾都市整備部長。

都市整備部長（松尾治幸君） 複断面化の工事につきましては、地元の要請を受けながら、また各自治会の中の公平性を保ちながら、現場等を見させていただきまして、優先順位をつけさせて施工を行っておるところでございますが、なお、複断面化につきましては、メリット、デメリットがございます。地元、区、自治会からの要望におきまして調査をして、施工箇所を選定しているわけですが、メリットといたしましては、水路清掃が容易になり、平水時の通水断面を小さくすることにより流水が速くなり、ヘドロ等の堆積が軽減するという反面、デメリットといたしましては、水路断面が小さくなることにより排水量が小さくなり、水路と排水管の工事と、いわゆる勾配取りつけ口ですね、そういうところについての工事の障害が生ずるおそれがございますので、その辺を見きわめながら予算の範囲内で計画的に実施してまいりたいというふうに考えております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） ただいまの答弁の中には、メリット、デメリットの御答弁をいただきましたが、ごもっともなことかとは思いますが、過去この議場におきまして、いわゆる水路の清掃につきまして、何とか市の方でお願いできないかという御質問の経緯があったやに確認をいたしております。その節、いましばらく自治会で御協力をいただきたいと、こういう御回答があったことと確認いたしておりますが、今のメリットの中では、そういう意味からは清掃業務を行うのに非常にやりやすいというメリットを前面に打ち出すならば、デメリットは少しは控えながら、メリットを前面に出した対策と対応、あるいは予算化を積極的に行われることを望むものでございます。

次に、昨日の定例会議の中で市長は、道路行政について、格差是正に前向きに取り組んでいきたいとの方針を述べられました。今の質問に関連いたしまして、水路整備についても道路行政と同様とお考えなのかどうか、いま一度御確認させていただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 広瀬議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

この水路の複断面化、これを、きのうあたりの道路の計画的にというのと同じようにということに考えておるのかどうかという御質問かと思えます。実は、先ほど松尾部長の方からメリット、デメリットを申し上げました。このことにおきまして、それぞれありまして、道路は生活に本当に直結でございます。それと水路とは少し異なるかと思えます。そんなところから、この要望を特に住宅化の進んだところからの要望が多いわけでありまして、その必要性もあるわけでございますが、水路におきましては、道路のように計画的に、道路と同じような調子というようなふうには、財政的ないろんな面もございまして、水路だけはそのような、道路と同じように、市で計画しまして計画的に順次というぐあいには、現況の瑞穂市の財政とかいろいろ考えてまいりますとできないのが現実でございます。そのことを申し上げて、御要望のあるところを順次ある程度の予算化をして進めてまいりたい、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） 先ほども私の方から申しましたが、住環境整備という観点からは、におうという問題、あるいは力がわくという問題等々を考えますと、やはり今、市長の御答弁では道路行政と同様とは考えられないというお話でございまして、それはそれなりにごもつともな部分もあろうかと思えますが、それに近い積極的な体制をよろしくお願ひを申し上げたいと思えます。

ただいまの市長を初め部長からの数々の御答弁につきまして、今後、大いに期待いたしまして、早く整備いただけるものと信じまして、この項目の質問は終了させていただきます。

それでは、次の項目でございますが、新地方公会計制度の対応につきまして御質問させていただきます。

2007年10月に、総務省自治財政局長から、公会計の整備促進についての通知が出されていることは既に御存じかと存じます。公会計改革の新たなるステージが開かれたというふうに感ずるところでございますが、それによりますと、2009年秋、すなわち来年の秋までに貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務書類 4 表を公表することになりましたが、瑞穂市のそれらに対する準備態勢、進捗状況、あるいは問題点等々につきましてお尋ねしたいと思えます。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、広瀬議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、議員御指摘のとおり、平成19年（2007年）10月17日付で、総務省自治財政局長通知、公

会計の整備推進についてという通知がございまして、平成21年までに、また取り組みがおくられても平成23年までに、御指摘の4表の整備または4表の作成に必要な情報の開示に取り組むこととされております。これらの財務書類作成に当たっては、総務省方式基準モデルと総務省方式改訂モデルという二つの手法が示されております。総務省方式改訂モデルを採用した場合でも、いずれは基準モデルでの公表と同じプロセスになると言われております。

そこで、当市の事務方法でございますが、総務省基準モデルを採用するには、システムの導入と費用が必要になってきます。また、短期間に相当な事務量が発生します。今、民間業者から盛んに財務システムの売り込みがなされておりますが、システムそのものがまだ十分なものかどうかははっきりしない部分があります。一方で、総務省方式改訂モデルについてでございますが、その目指す方向性は基準モデルと同様でございますが、財務書類の作成事務の負荷を考慮しますと、暫定的な簡便法として示されてございまして、公有財産の状況や、発生主義による取引情報を当面の間、公有財産台帳や個々の複式記帳によらず、既存の決算統計という作業を市の方でやっておるわけでございますが、その決算統計情報等を活用して作成することができるということでございます。そうしたモデルでありますので、市としては現実的な手法かなと考えておりますが、現時点では、研修会等に担当職員等を参加させまして研究しておる段階でございますので、よろしく御理解をいただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） ただいまの御答弁の中に2011年というお話が若干入っていたような感じを受けましたが、2011年というのは、人口3万未満の市というふうに認識いたしておりますが、いかがでしょうか。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 基本的には、申されましたように平成21年ということですが、こちら辺の解釈はちょっと微妙なところもありますが、この通知を見てみますと、記の2の中に、指針では取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市は3年後まで、3年後までと申しますのは、この通知が来てからの3年後ということですね。取り組みが進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は5年後までに貸借対照表云々と書いてございまして、取り組みが進んでいない団体という解釈もできるのではないかなと解釈しております。ただ、早目に公表するというはこの通知の趣旨でございますので、市としては鋭意努力しておるところでございます。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） ただいまの御答弁では、私自身、十分理解ができていない部分がございますが、もう一度私なりにその辺は調べさせていただきたいと思えます。と申しますのは、今部長がおっしゃっていただきましたように、できるだけ早く公表していただきたいというところに根本的なポイントがあるわけでございまして、後ろへ後ろへと解釈をずらしていくということがいかなものかという観点からの現在御質問をしておるところでございます。

さて、若干質問の角度を変えさせていただきますが、一般的に、今回の公会計改革は、自治体への複式簿記の本格導入、あるいは資産評価と台帳整備などの部分が、部長のお話の中にもございましたように、ポイントであるやに考えております。しかしながら、これらは作業上のポイントでございまして、本質的には、先ほど私が申しましたように、早く開示をいただきたいというようなことと同様、本質的なポイントはどこにあるのかと申しますと、やはり実務に使えるような体制、それから全庁的な取り組み、そして、いかに職員が公会計制度改革の趣旨を理解するかどうか、この辺におおよそ絞り込まれるのではないかと考えるところでございますが、いかがでしょうか。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） まさに、今議員御指摘のとおりでございます。そういった考えでこの通知も発せられております。現行の公会計と申しますのは、現金主義会計と単式簿記を前提とする地方自治体の財務会計ですね。いきなり発生主義会計や複式簿記の手法を導入するのは容易ではないという観点もありまして、先ほど申しましたような総務省の改訂モデルが示されておるわけでございますが、趣旨としては、要は特殊な公会計が住民の方にとって理解しがたいという面がありますので、それを企業会計の理念を持ち込みながら財務諸表等を作成して、それを公にすることとございまして。ただ、会計に明るい市民の方はそれで理解できる方もお見えでございますが、やはり大多数の一般市民についてはなかなかわかりづらいということで、それをかみ砕いた公表の仕方も考えなさいという命題がございます。ですから、先ほど言われたような4表だけでなく、その4表につながる情報をいかにわかりやすい情報として市民の方に公表するかということも一つの課題になっておりますので、そこら辺も見きわめながら事務を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） そういう状況の中で、やはり今後は議会そのものも、民間企業に例えれば、将来的に、あるいは近い将来と言った方が正確かもわかりませんが、株主総会に相当すると思われるような時代が来ようかと思えます。そこで、現在の予算、決算情報だけでなく、財務書類と監査報告をも提出することを義務づけられると仮定するならば、議会における政策評価や財務評価の議論、さらには予算案や決算の議論もより次元の高いものになってこよう

かと考えざるを得ません。そのためには、監査制度の整備とともに、公会計の監査に対応できる適切な人員の専門家の養成、これらが急務ではないかと考えるところでございますが、その点のお考えをお聞かせいただけたらと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 本当に逐一もつともな御意見でございまして、昨年、議会の方で臼杵市の方へ視察に行かれたことがございました。そのときもやはりバランスシートという経営手法を視察に行かれたわけですが、ちょうどこれが日経の雑誌に載っておりましたので、私、写し取って、ちょっと読ませていただいたんですが、この市長さんが、やはり先ほど申されましたように、職員全体がそういう流れになるということ把握しなきゃだめだよと言っておみえでございまして。ですから、ここにも書いてございますように、一般的に言われるように、人数を減らすとか効率を上げるとか、こうしたことが目標ではないと。要は、いかに職員がコスト意識を持って、資金調達意識を企業理念の中で考えながら、いわゆる自治体経営をしていくかと。そして市民が支払った税金がどのように資産として変遷されたか、要は金額として順々順々に減っていないか、そんなような視点を行政マンそのものがそういった意識改革をしなければならぬということでございます。はっきり申し上げまして、今の自治体職員の中でなかなかそこまで考える能力を持った職員は少ないと思いますね。全くゼロではないと思いますが。ですから、今後はそうした視点を持った職員も採用しながら、こういった制度をより市民の方に理解していただくような制度につくり上げていくということが課題だということと考えておりますが、何せこの通達が来まして、全国の自治体が現在どういう形で進めるか、右往左往しているのが現状でございまして、当市もその一自治体でございますので、またそういった御意見も拝聴しながら、制度としてつくり上げてまいりたいと思いますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） いずれにいたしましても、この近辺では既に岐阜県、それから各務原市等々は、この財務 4 表を公表いたしております。もちろんシステム的に全く違うそうでございますが、そういう市もあるということを念頭に置きまして、昨日の会派代表質問の中でも何度も出てまいりましたように、当市における学校を初めとするさまざまな基盤整備に相当な予算が今後必要とされるような推測がされております。何を優先順位として対応すべきか、あるいは何を辛抱すべきか等々の判断等にも、この公会計制度は相当役立つものと確信しております。したがって、先ほど申しましたように、早期に財務 4 表の作成と開示を重ねてよろしくお願い申し上げます。この項目の質問は終わりとさせていただきます。

次に 3 項目めの質問でございますが、ふるさと納税の対応について御質問申し上げます。

出身地などの自治体への寄附がしやすくなる「ふるさと納税制度」の創設を盛り込んだ改正地方税法が、4月末、衆議院で再可決・成立いたしました。これらについて、新たな財源になるための手段として、当瑞穂市における受付窓口の充実、あるいは県内外でのPR等々の活動の取り組み姿勢につきましてお尋ねをさせていただきます。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） ふるさと納税ということで御質問でございます。

議員から御指摘のふるさと納税の取り組みについてでございますが、この制度について、経緯を少しお話をさせていただきたいと思っております。

議員お話がございましたように、このふるさと納税につきましては、本年4月30日において、国会において地方税法の改正ということで、個人住民税における寄附金控除の見直しがされたものでございます。よって、本市における税条例についても改正すべきものであると思っております。こういったことにつきましては、また詳しくお話をさせていただきますが、本市としましては、今、内容を煮詰めておまして、9月議会に向けて、税条例の一部改正を提出させていただきたいということで、今検討しておる段階でございます。

また、議員御承知のように、地方公共団体への寄附についてですが、これは納税を寄附というバランスの中で二つになったということなんです。納税という意味が今度は寄附に変わるということの同一性が今回なされたということでございます。実はその前に、この控除方式につきましては、所得から控除する所得控除方式ということで既にあっただけでございます。これが今回の改正になりまして、税額控除ということになったわけでございます。これは限度がございまして、所得割の10%を限度というふうに聞いております。また、控除をする額につきましては、5,000円を超える部分を寄附の対象と控除の対象とするということになっております。よって、寄附先におきましては、お話がございましたように、「ふるさと」という名称のもとで、自分が生まれ育った市町村、あるいはいろんな関係のところへ納税のかわりに寄附をする、こういう制度でございます。

例えば、例題を申し上げますと、給与収入がおおむね700万で夫婦2人と子供さん2人という場合もございしますが、寄附を4万円行ったということになりますと、3万1,500円が税額控除ということになるかと聞いております。こういう状況を踏まえまして、税制改正があったわけでございますので、このふるさと納税という意味は、寄附というものも含む大きなものになりつつありますので、今、自治体では、この寄附を募るまちづくりを展開しているのが、これからスタートすべき自治体でございます。

今現在、私の方としましては、検討をしておりますが、課題も多いわけでございます。一つには、寄附をする方にわかりやすい制度でなければならないということ。また、寄附の用途を明確にして、寄附していただいた方への感謝の気持ちを込めて、十分に説明をしなければなら

ない、いわゆる用途をしっかりとしなければならないということも考えております。

もう一つ、3点目ですが、地方税法の改正にありまして、地方公共団体の寄附とあわせまして、別に、NPO法人、あるいは社会福祉法人、公益団体、それぞれの団体にも税額控除ができるように、こういうことをございました。この部分につきましては、各市町村の条例の中で明記をなさいと、こういうことをございます。これを踏まえて今精査させていただいておりまして、この問題が解決すれば、9月に条例改正というふうに考えております。

地方公共団体に対する寄附の税制の拡充というのは、ふるさとに応援をしたい、貢献をしたいという納税者の思いを後押しする税制上の仕組みとして大きな意義があると思っております。また、寄附を受ける当市が、みずからの地域の魅力を高め、積極的に情報発信を行うことや、また集まった貴重な寄附金を地域づくりのために有効利用するというところで、地域活性化への期待もされるものであります。

先ほども申しましたが、納税者がみずから寄附をするという選択行為には、寄附文化という醸成に大きな役割も期待されております。岐阜県にあっては、過日新聞報道もございました。寄附メニューを7項目に絞って、昨日だったと思いますが、6月10日から寄附の受け付けが開始されたと聞いております。一方、県内にある市にあっては、このふるさと基金ということで、基金条例を設けまして、その基金の中へ寄附金を入れて、まちづくりを起こすということで、他市町村といろいろ競合して、あるいはいろんな意味の魅力あるまちづくりということで競争し合う中に突入するまちもあろうかと思えます。そういう意味で魅力あるまちづくりということで寄附を募る、あるいは寄附をしていただいた方にはそれぞれの市町村の特産品をお送りするという、そういうまちもあるかと聞いております。

こういう意味を踏まえまして、御指摘のように新たな財源でございますので、受付の窓口の充実、あるいはホームページでのPR等を十分に活用いたしまして、検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） ただいまの御答弁、岐阜県並びに他の市町村のお話もございましたが、おっしゃっていただきましたとおり、県は10日、すなわち昨日からとり行っているということで、既に私もその資料はちょうどいいたしてきたところございます。またインターネットで調べますと、各その対応している市町村の、例えば長野県のふるさと飯山応援金とか、そういうタイトルを示しまして広くアピールしておる市も既にございます。兵庫県の加西市とか、島根県の出雲市とか、山口県の萩市とか、いろいろなところが既に条例の制定を完了しまして、アピールを積極的に行っているということございますので、いろいろ事務的な対応も御多端な折ではございますが、やらなければ瑞穂市に住んでいる人が、例えば他の市町村、北海道と

か福岡へ、ふるさとだからといって寄附されますと、市の方への申告がございまして、市税が減額されてしまうという二重のデメリットが出てまいりますので、先ほどの公会計制度のお話と一緒にございまして、なるだけ早く御対応いただくことをお願い申し上げますとともに、先ほどもお話がございましたように、このふるさと納税は、やはり何と申しましても、地域の未来を描く企画力が問われる場であると、かように感ずるところもございます。金額以上に地域を元気にする力を得るチャンスであると、そのように考えているところでございますので、何とぞ一日も早い御対応を切望しまして、この項目の質問は終わらせていただきます。

次に、滞納状況とそれらの対策について御質問申し上げます。

市税等の収納率の向上並びに滞納額の削減は、市の財政の運営及び市民負担の公平性の確保にとって極めて重要な要素であることは既に御承知のとおりでございます。したがって、市税、国保、保育料、保育者保育負担金というのが正当かもわかりませんが、下水道使用料、水道料、学校給食費等々の滞納状況を、率、額ともにおわかりであればお尋ねいたしたいと存じます。

議長（小川勝範君） 松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） それでは、広瀬議員さんの市税の滞納状況ということで、市民部の方からは市税の部分と国保税の部分について御報告させていただきます。

まず滞納状況でございますが、18年度の現年度課税分の徴収率でございます。まず個人市民税98.04%、法人市民税99.75%、固定資産税99.08%でございます。あと交付金としまして100%入っております。もう1点、軽自動車税96.57%、最後に市たばこ税ですが、これは100%入っております。続きまして国民健康保険税の方でございますが、現年課税分の徴収率は全部で93.57%であります。申しわけございません、今議員さん御指摘のありました金額の方は、ちょっと手元に持っておりませんので御容赦願いたいと思います。以上でございます。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 保育料の納付状況について御説明させていただきます。

18年度につきましては、収納率が99.08%、金額としまして212万260円という収納状況でございます。

議長（小川勝範君） 河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 私の方からは、下水道使用料並びに水道料金の滞納状況を報告いたします。

平成18年度の下水道使用料は、滞納状況であります。延べ件数で24件、金額にして21万1,281円、収納率は99.752%。水道料金であります。滞納状況は、延べ件数で294件、金額で131万2,916円、収納率は99.704%。参考までに、給水停止は延べ47件ということでございます。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 私どもは、学校給食費の滞納状況について答弁させていただきます。

18年度決算において、収納率98.5%、未納額399万8,820円でございます。以上です。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） 各部からの御発表、まことにありがとうございました。収納率並びに滞納率も並行して御発表、御答弁いただきました部分もございまして、大変詳しく理解することができました。ただし、滞納の率などとまた別に金額で御答弁をいただきますと、やはり、率は非常にいいんだけど、そんなにあるのかという率直な感じを受けるところでございます。税源移譲などが行われていく中で、市税等の累積滞納額の削減は、たとえ給食費でありましようとも、緊急な対応をすべき不可避な課題ではないかと思えます。したがって、市税滞納額の削減の目標値を設定したり、収納率の目標値の設定をして、滞納はもともと絶つという姿勢が望まれることが非常に大切なことではないかと思っております。それらを前提にいたしまして、それら滞納額を減らすための具体的な現在行われている対策について御答弁願いたいと存じます。

議長（小川勝範君） 順次答弁させます。

松井市民部長。

市民部長（松井勝一君） まず市税の関係でございます。

現在、滞納を減らすために行っている具体的な対策としましては、まず催告書の送付、これは現年度分、過年度分合わせて年3回ほど行っております。1回に大体約3,000件ほど送付をさせていただいております。あと、徴収専門官を中心としまして、滞納整理を実施しております。そのほかに納税相談、差し押さえなどを行い、近年としましては、まずインターネット公売を始めました。これは平成18年6月から実施しております。そして、コンビニ徴収ですが、これにつきましても平成18年の3月から。新たに本年20年5月から、クレジット納付も導入されました。これにつきましては当面試行ということで、まず軽自動車税から実施しております。国民健康保険税の方につきましても、まず行っておりますが、何といたしても口座振替の勧奨でございます。一生懸命口座振替を推進しております。あとは定期的に納付状況を確認し、未納が続くようなら早目に納税相談を呼びかけますし、口座振替を勧め、納税相談から生活状況を把握し、履行できる納税誓約書を提出してもらい、臨戸徴収ではなく、自主納付を促すために来庁していただいて納付の相談を行っております。

先ほどの西岡議員さんの質問じゃございませんが、なるべく保険証を、取り上げるという言葉がいいのかどうか分かりませんが、なるべくならばそういうことがないように、短期証で対応したりとかいうような形で、少しでも資格証明の交付につながらないように一生懸命整

理をさせていただいているというようなことでございます。以上でございます。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。

福祉部長（石川秀夫君） 保育料におきましては、納付義務者の100%近くが口座振替によりまして納付されております。未納者には未納者通知を、郵送ではなく各保育所を通じまして直接本人にお渡ししまして催促しており、現場の協力を得ながら、子供が在園中に完納になるように指導しております。また、納付相談による分納、口座からの再引き落とし、それから滞納整理等も随時行っている状況でございます。以上でございます。

議長（小川勝範君） 次に河合環境水道部長。

環境水道部長（河合 信君） 私の方は、下水道使用料並びに水道料金でございます。

下水道使用料につきましては、水道企業会計に賦課徴収を委託しております。事務の効率化を図るためでございます。水道料金の滞納整理のときに職員が同時に下水道使用料についても滞納整理という格好で行っております。水道料金につきましては、瑞穂市給水条例施行規定第21条により、水道料金の未納者に対して、納期限から20日後に督促状を発送いたします。さらに、納期限から70日後に、同規定第25条によりまして、給水停止予告通知書を発送いたします。さらに、給水停止予告通知後10日目に、同規定第25条によりまして、給水停止通知書を発送いたします。給水停止通知後1週間程度後に給水停止を執行するというふうな格好になっております。ちなみに、給水停止までに水道料金を納めていただく方がほとんどでございます。平成18年度では、先ほど申しましたが、延べ47件が給水停止になりました。というふうな現状でございます。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 給食費につきましては、保護者から毎月口座振替で納付をいただいております。なお、未納となりました方については、再度口座振替をお願いしております。それでも納付のない方については、未納通知と納付書を郵送させていただき、直接納付をお願いしております。しかしながら、それでも納付のない方が見えるわけですが、そういった方につきましては、何度となく納付書、未納通知のお知らせを送り、また、給食センター職員、それから教育総務課職員による電話での督促、それと家庭訪問による督促を行っております。

それともう一つ未納対策として、毎年年度の初めに、全児童・生徒の親から給食の申し込みというのをいただいております。これは、給食にするか弁当を持参するかということで を打っていただいて、これを出していただくということです。これを行っている理由につきましては、給食は、義務教育であると市が負担すべきであるという考え方の保護者も見えますので、未納の防止ということでこれを行っております。この中には、3ヵ月未納した場合には給食を停止し、弁当を持たせますという項目も書いてございますが、今、給食を停止した例はございませんが、これも一つの未納の対策として行っております。以上です。

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） 各部からの御答弁、まことにありがとうございました。

それぞれの立場立場で非常に御尽力いただいているものと、心から敬意を表するところがございます。しかしながら、すべてが後取りでございまして、専門的に申しますと、やはり瑞穂市の債権、いわゆる金を貸したと同じ状況でございますので、貸したものは徹底的にとると。もちろんいろいろ家庭の事情とかそういうものは配慮しつつも、その辺のところの認識を、一職員に至るまで御徹底されることを切望するところでございます。

さて、時間もございませんが、それら滞納を減らすための手法の一部分といたしまして、昨日も共産党の土田議員が、いわゆる多重債務者の相談窓口を設けるべきではないかの御質問がございました。これは私の発言の観点は昨日の土田議員とは若干異なりますけれども、やはりいろいろな雑誌とか新聞、そして、たまたま私もそういうことに近いところにある関係からかんがみますと、やはり多重債務者の税滞納、貸金業者から回収、自治体が支援というのが2007年4月17日の新聞に詳しく載っております。これは中日新聞でございます。あるいは、「多重債務者に自治体が助け船」というような記事もございますし、日経新聞にもいろんなことが載っております。また、最近4月の新聞には、岐阜県がやはり多重債務問題におきまして、これまではゼロ予算事業としてとり行っておりましたものの、新年度予算からはその対策費を315万計上したという記事も載っております。

やはり、何と申しましても、間接的にはその人たちの生活を脅かしていることも事実でございます。したがって、法律相談もやっていただいておりますが、いわゆる法律相談という単純な幅広い呼びかけではなく、すなわち多重債務者相談日とかというようなタイトルで御相談をされていかれることを提案したいと思っておりますし、ぜひとも御検討いただければと思うところでございます。

また、人材につきましては、昨日の御答弁を聞いておりますと、やはり職員がそれらしき知識がないとの御答弁もございましたが、これは大変申し上げにくいことではございますが、決して難しい事柄ではございません。少し勉強すればだれでもできる対応でございます。したがって、弁護士や司法書士に照会する手だてもございますが、みずから職員が窓口でいろいろな事情を詳しく聞き取り、そして家庭の収支を算出して返済能力をかんがみ、金融業者との折衝に当たるといことも、他の市町村ではやられておるやに聞いております。また、岐阜簡易裁判所における特定調停の申し立てという手だて、これは印紙代だけで済みますので、弁護士や司法書士に依頼いたしますと、結果として何十万と取られるケースもございまして、場合によっては過払い分をすべて取られてしまうというケースも事実として出ております。したがって、そういう入り口の部分での、例えば国民健康保険の窓口でそういうことをじっくりと

聞いてやる姿勢、そしてそういう職員の教育、研修等々が行われれば、そういう間接的に生活も安定し、滞納も減ってくるのではないかと、かように考えるところでございますが、この点につきまして、関係部長の御答弁を願います。

議長（小川勝範君） どなたに答弁させましょうか。

8番（広瀬武雄君） 福祉部長で結構でございます。

議長（小川勝範君） 石川福祉部長。簡潔に。

福祉部長（石川秀夫君） きのうも土田議員の方から、同じような多重債務者についての質問がありました。

私の方では、今実際行っておりますのは、心配事相談とか法律相談、それから女性のための法律相談ということで、毎週、民生委員さんや弁護士会、弁護士の方が一丸となって対応しておるところでございます。

先ほど議員の方からもお話がありましたように、今後につきましては、そういう多重債務者相談ということで、うちの部だけじゃなく、また徴収等の関係もございますので、関係部局と協議しながら進めていきたいと考えているところでございます。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） どうもありがとうございました。

それでは、最後になりましたが、瑞穂市は、ただいまのいろいろな御答弁を聞いておりますと、滞納率、滞納額とも、比較的県内でも少ない方と感じられます。3年ほど前にもこの項目における質問がある議員からされましたその議事録を読ませていただきますと、県下では2番目にいい方だというような議事録になっているところでございますが、それら数値は、やはり少し油断いたしますと、すぐ上がったり下がったりいたします。収納率の低下、あるいは滞納額の増加は、どの自治体においても頭を悩ませる問題ではないかと推測いたしておりますが、滞納は、結果的に多くの善良な市民の負担となるということは当然のことでございますが、公平性を揺るがして、市民のモラルハザードにつながる問題にもなりかねません。そのことを常に念頭に置かれまして、さらなる滞納額の減少と収納率のアップに御尽力いただきますことを大いに御期待申し上げまして、質問を終了いたします。

議長（小川勝範君） 最後ですが、広瀬会計管理者から説明をさせます。

会計の関係のことでございますので、ちょっとまとめてお願いします。

会計管理者（広瀬幸四郎君） 初めて答弁させていただきますが、議長に急に当てられまして、会計の方からということですけど、今滞納関係で18年度の滞納状況がありましたんですが、19年度につきましては、まだ決算、今現在調整中ですので、審査が7月中旬ごろに監査委員によって行われますので、その経過を見まして、また議会の方へ御報告させていただきたいと思

ます。まだその程度しか今お答えできませんので、よろしく申し上げます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） わかりました。以上です。

議長（小川勝範君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

散会の宣告

議長（小川勝範君） 本日はこれをもって散会します。

傍聴の方、大変御苦労さんでした。

散会 午後 3 時19分